広川町新庁舎建設基本計画

平成３０年９月

広川町

広川町新庁舎建設基本計画

目　　次

はじめに

１．これまでの検討経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２．現庁舎の現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３．新庁舎建設の必要性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

４．新庁舎建設の基本理念、基本方針・・・・・・・・・・・・・・　１５

５．新庁舎の建設場所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

６．新庁舎の機能　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

７．新庁舎及び付加機能の規模　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

８．事業手法等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９

９．整備スケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４

１０．財政計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５９

資　料

はじめに

（1）計画策定にあたって

現在の町庁舎は、本庁舎が昭和４５年、中央公民館が昭和４３年にそれぞれ建築され、約５０年を迎えようとしています。

その間、人口の増加や行政需要に対応するため、増改築を行い、また、中央公民館はその用途を変更し、西庁舎として使用しています。

平成１７年に発生した福岡西方沖地震においては、本庁舎では、震度４が観測され、本庁舎の３階会議室の天井の一部落下、壁面のひび割れ等の被害を受けました。

平成２２年度に実施した耐震診断においては、庁舎及び西庁舎（旧中央公民館）ともその一部で震度６～７程度の地震で倒壊又は崩壊する可能性があることが判明しました。

庁舎には、町民の生活に係る重要な情報や機能が集積されており、町役場としての機能を維持しつつ、重要な情報や機能を守り、防災や災害対策の拠点としての役割を果たしていくためには、耐震性能が低いことは大きな不安となります。

さらに、現在の庁舎においては、老朽化、狭あい化、分散化、会議室不足、プライバシーやバリアフリー対策の遅れ、維持管理コストの増大などたくさんの課題を抱えており、町民サービスの向上や利便性を確保し、行政事務の効率化を図る上でも早期の対策を行うことが求められています。

これらのことを踏まえ、本町では、庁舎周辺の公共施設の今後の在り方を検討するために「庁舎等検討委員会」を設置し、平成２６年１１月に報告書を取りまとめ庁舎については、全面改築が望ましいとの報告を受けました。

平成２８年４月に発生した熊本地震においては、本町は震度５弱が観測されたものの大きな被害はありませんでしたが、熊本県内の複数の自治体では、庁舎が崩壊寸前となり、震災直後の行政機能が不全になり、災害対策に大きな支障をきたしたのは、記憶に新しいところです。

このような中で、本町では、平成２９年１０月に「広川町庁舎建設委員会」を設置し、現庁舎の課題把握、庁舎機能や規模などの基本的要件、概算事業費、施設計画、事業手法などの調査、検討、協議を行い、平成３０年７月に「広川町新庁舎建設基本計画」の答申が行われました。

町では、その答申に基づいて、住民説明会、パブリックコメントを行い、町民の意見や要望等を踏まえながら、最終的な「広川町新庁舎建設基本計画」の策定を行いました。

今後、この基本計画に基づき、引き続き、町民及び議会の皆様のご意見を伺いながら、新庁舎建設事業を進めてまいりたいと考えております。

（２）基本計画の位置づけ

この計画は、「庁舎等検討委員会報告書」における考え方、方針を基本的に引き継ぎ、新庁舎に必要とする機能、整備方針等をはじめ、必要規模、概算事業費、望ましい事業手法を検討し、次のステップとなる設計への基本的条件となるべき事項を整理するものです。

また、老朽化により廃止が検討されている「武徳館」においては、これまで実施してきた文化的事業（老人福祉大会、文化祭など）や現在も使用している総合スポーツクラブ（スポーツ拠点施設）の代替施設についても検討が必要となります。

今回の庁舎建設基本計画の策定においては、武徳館で行ってきた文化的事業や総合スポーツクラブと庁舎との複合化についても検討することとし、「公共施設等総合管理計画」の基本方針などに基づいて、その方向性を示そうとするものです。

さらには、新設された公共施設等適正推進事業（市町村役場機能緊急保全事業）を活用した事業推進を考えているため、インフラ長寿命化基本計画における個別施設計画に代わるものとしてこの計画を策定するものです。

①対象施設　・広川町庁舎および付属施設
・防災拠点施設、武徳館で実施してきた文化的事業、総合スポーツクラブ等の代替え施設

②計画期間　平成３０年９月～平成３４年３月の期間内で新庁舎完成まで
※新築後に定期点検サイクル等を考慮の上、維持管理コストを含め中長期的な期間を再度設定し、維持管理等に係るコスト見通しの精度向上を図ることとします。

（３）上位・関連計画について

新庁舎を建設する厳守すべき上位・関連計画については、以下のとおりとなります。

計画名	概　要
広川町第４次総合計画	総合計画は、町民の福祉向上や生活の安定のため、町の望ましい将来像を描くもので、目標達成のための必要施策の方向性や具体的な方策を明らかにし、総合的で長期的な基本施策を定めたものです。 また、この計画は広川町の最上位計画に位置付けられており、町が策定する個別計画や各種施策は、すべてこの総合計画が基本となります。
広川町公共施設等総合管理計画 （平成２９年３月策定）	総合管理計画は、公共施設（建築物）およびインフラ資産（道路、橋梁、上水道）の課題解決に向けて、公共施設等を戦略的に維持管理していくマネジメントの考え方を取り入れ、広川町の保有資産全体の方向性および取組方針を明らかにする計画となります。
広川町地域防災計画 （平成２７年度策定）	広川町の地域にかかる災害対策に関し、災害が発生し、または発生する恐れがある場合に本町の有する機能を有効に発揮し、災害発生を防御し、または応急救助を行う等、災害の拡大を防止し、もって町民の生命身体及び財産を保護し、防災行政の円滑な運営を図ることを目的とし策定したものになります。

1. これまでの検討経緯

広川町役場においては、老朽化による安全性の確保が大きな課題となっています。

本計画は、「広川町公共施設等総合管理計画」に基づき公共施設等全体の現状と課題を把握し、長期的な視点をもって、公共施設等の適切な整備や更新、長寿命化等を計画的に行うことで、検討を重ねてきました。

年　月	事　項	事項の説明
平成２２年６月	役場周辺施設の**耐震診断実施**	本庁舎及び西庁舎（旧中央公民館）が部分的に耐震基準を満たしていないことが判明
（平成２３年３月）	**（東日本大震災発生）**	
平成２３年６月	本庁舎３階部分の**耐震化工事実施**	特に耐震性が低かった本庁舎３階部分の耐震化工事を先行して実施
平成２４年３月	公共施設改修等基本計画策定	役場周辺施設（東庁舎、研修センター、武徳館含む）の課題整理と**概算事業費（耐震化改修、増築、建替え）の検討**
平成２５年１０月	庁舎等検討委員会設置	本庁舎、西庁舎（旧中央公民館）、**武徳館についての今後の方向性を検討**
平成２６年３月	町民交流センター建設	公共施設改修等基本計画に基づき東庁舎（旧老人憩いの家）、町民研修センターを廃止し、町民交流センター（図書館、子育て支援施設、研修室）を建設
平成２６年１１月	庁舎等検討委員会報告書提出	本庁舎等の**全面改築の方向性が示される**
平成２７年８月	**まちづくりアンケートで庁舎建設に係る選択式のアンケート実施**	広川町まちづくりに関するアンケートの中に、選択式で**「建替え時に重要と思われること」**、**「建築場所」**についての２項目の調査を実施
（平成２８年４月）	**（熊本地震発生）**	
平成２８年１１月	公共施設等総合管理計画策定時に庁舎に関するアンケート実施	広川町公共施設等総合管理計画策定時に実施したアンケートの中に**「新しい庁舎に期待すること」**の項目で選択式及び自由意見を実施
平成２９年４月	**市町村役場機能緊急保全事業創設**	熊本地震を教訓として平成３２年度末（平成３３年３月）を期限とする国の財政支援がある新たな地方債メニューが追加される。

2. 現庁舎の現状と課題

（1）現庁舎の概要

現庁舎は、本庁舎及び西庁舎（旧中央公民館）に分かれており、本庁舎は昭和４５年に建設、西庁舎は昭和４３年に建設され両庁舎ともに建設から約５０年を迎えています。

本庁舎は、昭和５４年に３階部分を増築し会議室として利用し、平成３年には、事務室等の拡張を図るため本体部分の西側に２階建ての増築を行いました。西庁舎は、昭和５１年に１、２階部分の増築を行い現在では事務室として利用しています。

また、本庁舎周辺には、書類庫、倉庫、車庫、作業室などの付属建物が点在しています。現庁舎の規模は本庁舎が２，４０８㎡、西庁舎が８９４㎡、その他付属建物が９３２㎡となっています。

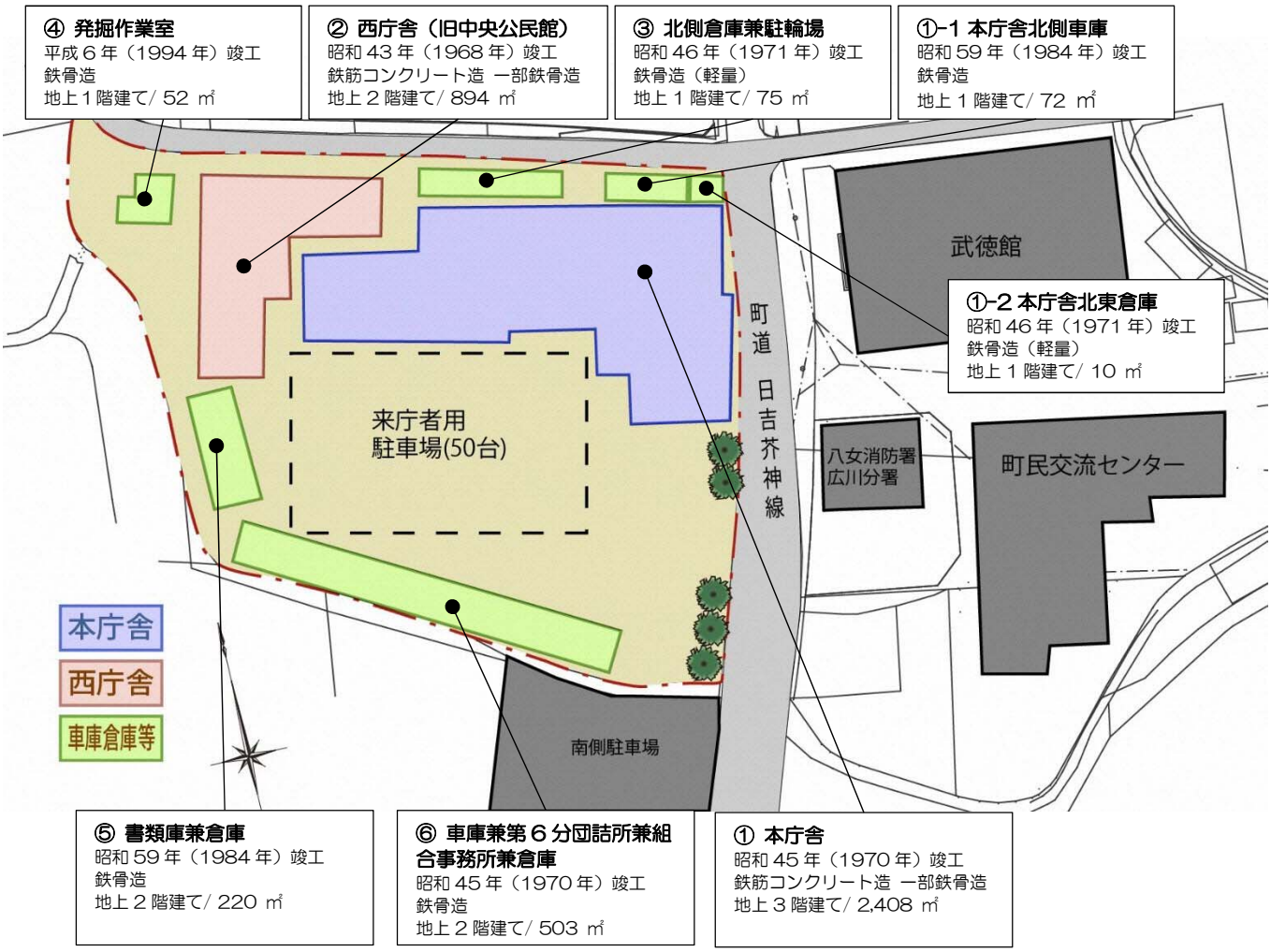

▲庁舎配置図

●敷地

敷地面積	５，６９４ ㎡
駐車台数	５０台（来庁者用）

●① 本庁舎

竣工　　昭和 ４５ 年（１９７０ 年）竣工

経過年数※1　　４８ 年
耐用年数※2　　５０ 年
耐震診断　有り
耐震改修　一部有り

増築履歴
昭和５４年 増築　鉄骨造
　　２階事務室（７８㎡）　３階会議室（４２２㎡）
平成３年　増築　鉄骨造
　　１階事務室（２８３㎡）２階事務室（２３３㎡）
平成７年　増築　鉄骨造
　　１階更衣室（２５㎡）

構造　　鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
規模　　地上３階建 ／ ２，４０８ ㎡

入居部局　環境衛生課、会計室、住民課、福祉課、総務課、税務課、包括支援センター、議会事務局、監査事務局、産業振興課、農業委員会事務局、政策調整課

【本庁舎】

【本庁舎】

●①-１ 本庁舎北側車庫

竣工　　昭和　５９ 年（１９８４ 年）竣工

経過年数※1　　３４ 年
耐用年数※2　　３８ 年

構造　　鉄骨造
規模　　地上１階建 ／ ７２ ㎡

【本庁舎北側車庫】

●①-２ 本庁舎北東倉庫

竣工　　昭和　４６ 年（１９７１ 年）竣工

経過年数※1　　４７ 年
耐用年数※2　　２２ 年

構造　　鉄骨造（軽量）
規模　　地上１階建 ／ １０ ㎡

【本庁舎北東倉庫】

●② 西庁舎（旧中央公民館）

竣工　　昭和 ４３ 年（１９６８ 年）竣工

経過年数※1　　５０ 年
耐用年数※2　　５０ 年
耐震診断　有り
耐震改修　無し

増築履歴
昭和５１年 増築　鉄骨造
（平成２１年度商工会より譲受け）
１階階段室（１６㎡）　２階事務室（１８４㎡）
平成１８年　増築　鉄骨造
１階（３０㎡）

構造　　鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
規模　　地上２階建 ／ ８９４ ㎡

入居部局　教育委員会事務局、協働推進課、建設課

【西庁舎（旧中央公民館）】

●③ 北側倉庫兼駐輪場

竣工　　昭和 ４６ 年（１９７１ 年）竣工

経過年数※1　　４７ 年
耐用年数※2　　２２ 年

構造　　鉄骨造（軽量）
規模　　地上１階建 ／ ７５ ㎡

【北側倉庫兼駐輪場】

【北側倉庫兼駐輪場】

●④ 発掘作業室

竣工	平成 ６ 年（１９９４ 年）竣工
経過年数※1	２４ 年
耐用年数※2	３８ 年
構造	鉄骨造
規模	地上１階建 ／ ５２ ㎡

【発掘作業室】

●⑤ 書類庫兼倉庫

竣工	昭和 ５９ 年（１９８４ 年）竣工
経過年数※1	３３ 年
耐用年数※2	３８ 年
構造	鉄骨造
規模	地上２階建 ／ ２２０ ㎡

【書類庫兼倉庫】

●⑥ 車庫兼第６分団詰所兼組合事務所兼倉庫

竣工	昭和 ４５ 年（１９７０ 年）竣工
経過年数※1	４８ 年
耐用年数※2	３８ 年
構造	鉄骨造
規模	地上２階建 ／ ５０３ ㎡

【車庫兼第 6 分団詰所兼組合事務所兼倉庫】

※１　経過年数は、平成３０年５月を基準に算出しました。

※２　現庁舎の耐用年数については、財務省が定めた法定耐用年数を基に算出しました。

（２）現庁舎の現状

①老朽化の進行

現庁舎は、建設から約５０年を迎えています。平成２２年に耐震診断を行い、その後一部改修工事を行いましたが、現在でも建物の内外装や設備機能等の老朽化が進行しています。そのため、雨漏りや外壁の剥離が顕著となっており、修繕費等の維持管理費が掛かっています。

●建物外部

○外観

軒先に剥落や鉄筋露出、外壁にひび割れが見受けられます。

○防水

屋根防水のひび割れや浮き等が見られます。

▲外壁の劣化状況

▲外壁のひび割れ補修跡

▲屋根の劣化状況

●建物内部

○床

床仕上げが剥がれ、つまずきや転倒の恐れがあります。

○天井

一部天井に漏水跡があり、漏水により建物の劣化が進行する可能性があります。

▲床仕上げの剥がれ

▲天井の漏水跡

●設備

○受水槽

パネルの劣化が酷く、耐用年数を超えている可能性があります。

○空調設備

経年劣化により冷暖房効率が低下しており、耐用年数を超えている可能性があります。

▲空調設備の劣化状況

▲受水槽の劣化状況

② 耐震性能不足

●耐震性能不足

現庁舎の耐震性能について、平成２２年度に耐震診断を実施したところ、構造耐震指標（Ｉｓ値[※3]）が０．４程度のため、災害対策本部を有する庁舎に必要とされている構造耐震指標の判定基準（Ｉｓ値＝０．９）を下回り、耐震補強が必要であると判定されました。

庁舎は多くの町民や職員が利用する施設として、また、直下型地震等の大地震発生時には町の防災対策のコントロールタワーとなる施設として、耐震性の高い、安全で安心できる庁舎であることが必要です。平常時における在庁者の安全確保だけでなく、災害発生直後から災害対策拠点施設として、防災対策機能を十分に発揮させるため、国土交通省が定めた「官庁施設の総合耐震計画基準における耐震安全性の目標」における最高水準の安全性（Ⅰ類・Ａ類・甲類）を確保することが望まれます。

●大規模災害発生の懸念

現庁舎は耐震診断の結果から耐震基準を満たしていないことが判明しており、大地震後にも補修することなく建築物を使用できることを目標とした、災害時の拠点庁舎に必要とされるＩｓ値０．９は確保出来ていません。

平成２３年に発生した東日本大震災や平成２８年に発生した熊本地震では、耐震性能が十分に確保されていない庁舎が被災したことで使用不能となり、災害時に担うべき役割を果たせない状況に陥りました。災害時における拠点となる庁舎が使用不能となることは、災害発生直後の対応や町民生活の復旧・復興に重大な支障となります。

▲東日本大震災後の福島県須賀川市役所
（写真：須賀川市 HP 須賀川市内における被災状況から）

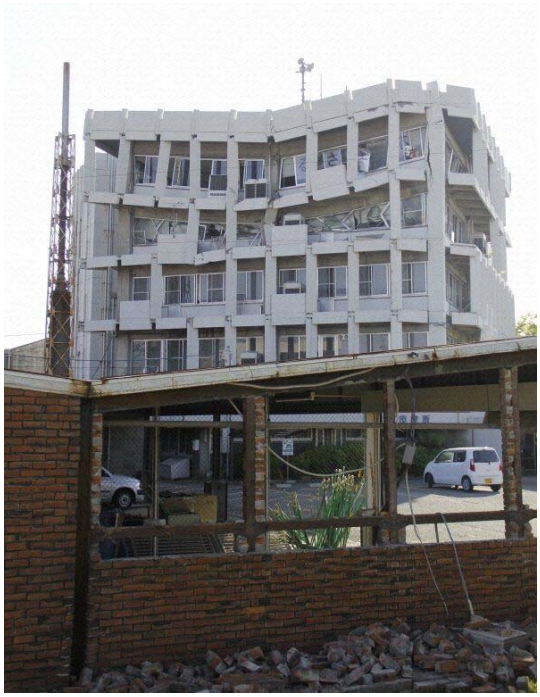

（写真：宇土市 HP から）

※3　建物の耐震性能を表す指標とし、震度６～７程度の地震の発生時の危険性は以下のとおりとされています。

・Ｉｓ値が０．３未満‥‥‥‥‥‥‥‥　　倒壊又は崩壊する危険性が高い
・Ｉｓ値が０．３以上０．６未満‥‥　　倒壊又は崩壊する危険性がある
・Ｉｓ値が０．６以上‥‥‥‥‥‥‥‥　　倒壊又は崩壊する危険性が低い

【安全性が確保できるＩｓ値の目安】
・住宅、一般建築物等：０．６以上
・庁舎、病院、学校等：０．７５以上
・**災害対策本部等　：０．９以上**

▼耐震安全性の分類及び目標

部位	分類	重要度係数※4	耐震安全性の目標	対象施設	目標 Is 値
構造体	Ⅰ類	1．5	大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	災害対策本部を有する官庁施設等	0．9以上
	Ⅱ類	1．25	大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	学校・社会教育施設等	0．75以上
	Ⅲ類	1．0	大地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくない事を目標とし、人命の安全確保が図られている。	上記以外の一般公共建築物	0．6以上
非構造部材※5	A類	大地震後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。			
	B類	大地震により建築非構造部材の損傷、移動が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。			
建築設備	甲類	大地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると供に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。			
	乙類	大地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。			

※4　重要度係数とは、建物を設計するときに地震の力を割増すための係数となります。
※5　非構造部材とは、外壁、ガラス、内装材（床壁天井)、屋根材等を指します。
（「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」から作成）

③ 狭あい化

現庁舎は、保管文書やＯＡ機器の増加により狭あい化が進み、執務室、相談室、会議室などのスペースが不足し、充実した町民サービス提供に支障をきたしています。さらに、サービス機能の不足により建物の増改築が行われ庁舎機能の分散化を助長する要因となっています。

▲不十分な待合い空間

④ プライバシーへの配慮

現在の庁舎では、個室の相談室が少なく、窓口に仕切り板が設置されていないところなどが多い、プライバシーの守られた窓口が十分確保されていない状況にあります。

▲プライバシーの守られていない窓口

⑤ 分散化

現庁舎は、本庁舎の増築や西庁舎（旧中央公民館）改修などにより本庁舎機能の分散化が進み、そのため来庁者は来庁の目的によっては、複数の窓口、本庁舎から西庁舎をわたり歩くことを余儀なくされ、また、同時に職員の移動も必要となるため、事務作業の非効率化にも繋がっています。

⑥ 会議室の不足

現庁舎は、本庁舎３階の増築建物に会議室を集約しています。そのため会議室を利用する場合は、西庁舎からの移動を余儀なくされ、さらに３階に会議室があるため、移動距離も長くなっています。

また、住民を交えた会議を行った際や繁忙期には会議室が不足する状況になっています。

▲職員用通路の狭あい化

⑦ 町民交流スペース

現庁舎は、狭あい化により開放された大きいイベントスペースを設ける場所がない状態になっています。

町民交流や活動などの多くの人が利用できる施設機能が設けられていないため、町民が庁舎に訪れる機会が限られています。

▲一部増築されている部分

⑧ バリアフリー対策の遅れ

本庁舎は、狭あい化が進み、窓口スペースの通路幅が狭く、３階の増築による急勾配の階段が設置され、高齢者や障がい者等が利用しやすい庁舎にはなっていません。

また、本庁舎にエレベータが設置されていないことや、スロープに手摺が設置されていない問題を抱えています。

▲３階にある急勾配の階段

▲スロープのバリアフリー化状況

⑨ 環境負荷

現庁舎は空調設備など、古くから利用している機器が多いため、省エネ対策があまり考慮されていません。特に、西庁舎の１階会議室・２階会議室部分の空調設備は、かなり古いもので、電気使用量が特に大きくなっています。また、建設当時の断熱性能基準で建てられているため、設備維持管理費がかさむ原因となっています。さらに、新たな機械設備を増設するためのスペースにも余裕がないため、駐輪場に設備機器を設置している状況にあります。

▲空調設備の老朽化

▲駐輪場に設備機器を設置している状況

⑩ 維持管理コスト

現庁舎は、これまで躯体・外壁補修、屋上防水改修等を必要に応じて行ってきました。現庁舎は建設から約５０年を迎えたため、現庁舎の機能を維持するため大規模改修が必要になります。しかし、現庁舎の施設維持を行う場合、設備機器の劣化による維持費の増加や建物の修繕費などにより維持管理コストがかさむ可能性があります。

（3）現庁舎の課題整理

①施設の老朽化

●漏水や設備機器の老朽化

・本庁舎及び西庁舎は約５０年を迎えたため、内外装に経年劣化が見られます。

・内部の天井に漏水跡が見られ、漏水により鉄筋が腐食し、建物の劣化を進行させる恐れがあります。

・受水槽など更新時期を迎えている可能性があります。

対　策

・経年劣化による内外装改修及び耐用年数を超えた機器の更新を実施するなど

②耐震性能不足

●耐震診断の結果

・現庁舎の構造耐震指標（Ｉｓ値※3）が０．４程度のため、災害対策本部を有する庁舎に必要とされている構造耐震指標の判定基準（Ｉｓ値＝０．９）を下回り、耐震補強が必要になります。

●大規模災害発生の懸念

・現庁舎は一部耐震改修を行っていますが、大地震が起きた場合、庁舎を使用できない可能性があり、最悪の場合倒壊の恐れがあります。

・現庁舎では、耐震診断の結果からみて大地震後に災害時の拠点庁舎として使用できない恐れがあります。

対　策

・災害対策本部を有する庁舎に必要とされている構造耐震指標の判定基準（Ｉｓ値＝０．９）以上または国土交通省が定める「官庁施設の総合耐震計画基準における耐震安全性の目標」における最高水準の安全性を確保した構造強度とするなど

③狭あい化

●充実した町民サービスの提供

・狭あい化により窓口カウンターと待合スペースの距離が近いため、プライバシーを保護する上でも望ましくないものとなっています。

・窓口フロアでは、必要な窓口カウンター、待合スペース、相談スペースの数が十分に確保できないなど、充実した町民サービスの提供が難しくなっています。

対　策

・窓口カウンター、待合スペース、相談スペースの数、広さを十分に確保するなど

④プライバシーへの配慮

●窓口、個室相談室のプライバシーの確保

・現在の庁舎では、個室の相談室が少なく、窓口に仕切り板が設置されていないところなどが多いため、プライバシーの守られた窓口が十分確保されていない状況にあります。

対　策

・利用者のニーズに応じた対応ができる個室相談室や仕切り板のある相談窓口を設けるなど

⑤分散化

●利便性

・来庁者は、来庁の目的によって、複数の窓口、本庁舎から西庁舎を渡り歩くことを余儀なくされ、また、同時に職員の移動も必要となるため、事務作業の非効率化に繋がっています。

・現庁舎は、本庁舎３階の増築建物に会議室を集約しています。そのため会議室を利用する場合は、西庁舎からの移動を余儀なくされ、さらに３階に会議室があるため、移動距離も長くなっています。

対　策

・来庁者が利用しやすい窓口の配置や職員の事務効率化のための各室の配置計画を行うなど

⑥会議室

●会議室の不足

・繁忙期には会議室が不足する状況になっています。

対　策

・可動間仕切りを設け状況に応じた会議スペースにするなど工夫した会議室とするなど

・簡易なミーティングを行うための打ち合わせスペースを計画するなど

⑦町民交流スペース

●町民交流・活動機能の不足

・町民交流や活動などの多くの人が利用できる施設機能が設けられていないため、町民が庁舎に訪れる機会が限られています。

対　策

・町民と行政が一体となってイベントが実施できるスペースを計画するなど

・町民が利用しやすいフィットネスなどの運動施設やホールなどの文化施設を計画するなど

⑧バリアフリー

●誰もが利用しやすい庁舎

・本庁舎は、狭あい化が進み、窓口スペースの通路幅が狭く、３階の増築による急勾配の階段が設置されるなど、高齢者や障がい者等が利用しやすい庁舎にはなっていません。
・本庁舎にエレベータが設置されていないことや、バリアフリー化されていない問題を抱えています。

対　策

・誰もが使いやすく、車いす等も利用できる窓口カウンターを計画するなど
・子どもから高齢者まで人にやさしい計画とするなど

⑨環境負荷

●省エネルギー

・空調設備等は古くから利用している機器が多いため、省エネ対策が考慮されていません。

対　策

・自然エネルギーを有効活用し、環境保全を推進するなど
・電気自動車充電スペースを敷地内に整備し、次世代エネルギーの普及を図るなど

⑩維持管理

●維持管理コスト

・現庁舎は建設から約５０年を迎えたため、現庁舎の機能を維持するため大規模改修が必要になります。
・現庁舎の施設維持を行う場合、設備機器の劣化による維持費の増加や建物の修繕費などにより維持管理コストがかさむ可能性があります。
・省エネ対応のための新たな機械設備を増設するスペースがありません。

対　策

・省エネルギー設備と高効率な設備を導入し、維持管理費の削減を図るなど

3. 新庁舎建設の必要性

（1）庁舎整備に係る検討経緯

これまで町では、庁舎・西庁舎（旧中央公民館）などについて、建築当初からの経過年数や耐震性能の不足などの問題から「庁舎等検討委員会」を設置し今後の方向性の検討を行ってきました。

庁舎等検討委員会の報告では、庁舎及び西庁舎（旧中央公民館）は、全面改築の方向性が示されています。

（2）新庁舎建設の必要性

①設備機器への対応

省エネに対応した冷暖房機器改修などの老朽化への対応、事務室内の電子化の進展に対応したケーブル配線など一体的なボックス管理を行う最新の設備機器などを導入する場合、現庁舎に設置スペースが少ないため改修による導入が難しい。

②耐震性能の確保

現庁舎は、躯体の老朽化や耐震性能の不足から早急に大規模耐震補強工事が必要になりますが、耐震補強を行ったとしても、大地震後の防災拠点施設としての機能を発揮することが難しい。

③利用しやすい庁舎

本庁舎にエレベータが設置されていないことや、バリアフリー化されていないことから、高齢者や障がい者等が利用しやすい庁舎とは言えません。また、分散化や狭あい化などの問題を解消する必要があり、利用しやすい庁舎とするには、大規模改修等で解消することは、難しい。

（3）まとめ

自治体の原則は、最大の費用対効果をもって町民の生命・財産を守ることであるため、二重投資を避けつつなるべく早く本庁舎の強度不足という課題を解決することが必要となります。

また、①設備機器への対応、②耐震性能の確保、③利用しやすい庁舎の対策として、大規模改修工事では、問題を解決することが難しく、建て替えることが庁舎の老朽化や災害対策、サービスの向上を図ることとして最も適切と判断します。

一方で、庁舎の建替えには多額の事業費を要することから、町の財政状況を十分考慮する必要があります。

4. 新庁舎建設の基本理念、基本方針

町民に親しまれ来庁者の誰もが利用しやすい庁舎であることはもとより、まちづくりの中心的な役割を担う施設であること、中長期的な視点から住民ニーズや行政需要の要請に応えられると共に効率的な行政運営にも対応可能な庁舎整備が必要と考え、庁舎等検討委員会報告書の基本的な考え方を引き継ぎ、新庁舎建設の基本理念、基本方針を以下のとおり定めます。

▼広川町における将来都市像と３つの基本理念

「広川の未来を描く　みんなの庁舎」

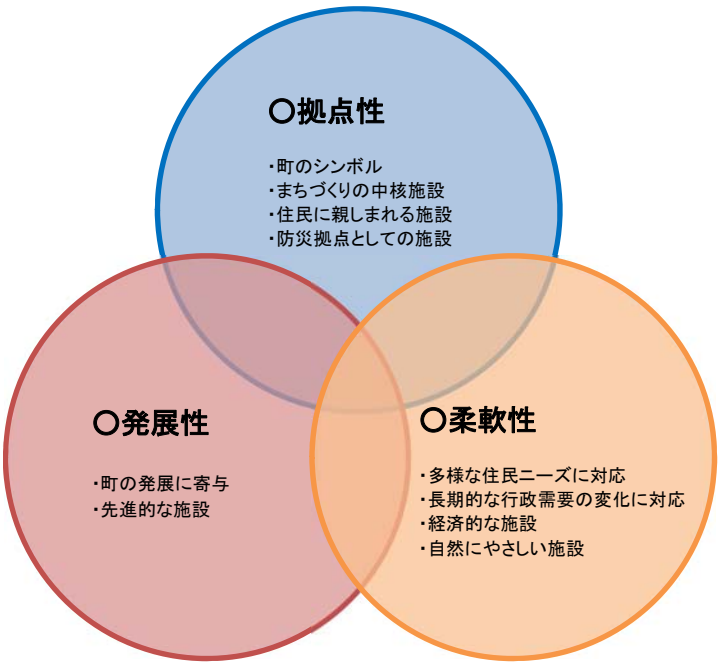

新庁舎建設の基本方針を以下の通り定めます。

① 行政サービスの向上につながるように、町民の利便性を十分考慮し、町民にとって身近で利用しやすい庁舎

町民が安心して相談でき、窓口での各種手続きを円滑に行う事ができる庁舎とします。

また、住民が手続き時にのみ庁舎を利用するのではなく、気軽に足を運び、住民同士が様々な交流を持つための活動の場として町民のよりどころとなる庁舎とします。

② 多種多様化する町民ニーズや複雑・増加する行政事務にも対処できる機能的な庁舎

職員規模から必要となる適正な執務スペースを確保するとともに、事務効率向上のための職員同士のコミュニケーションを誘発し、将来的な人員の増減、配置換え、組織変更等の変化にも柔軟に対応できるよう、機能的で効率的な庁舎とします。

③ 規模・機能と改築・維持管理経費のバランスを重視した経済的な庁舎

既存の公共施設等との明確な役割分担に基づき、町全体の活性化に最適な効果をもたらすことができるよう、庁舎に本当に必要とされる設備のみを備えたスリムな庁舎とします。

④ 町の発展を見据え、単独町としての核施設としてふさわしい庁舎

新庁舎がまちづくりをリードし、地域の再生や町の活性化に寄与するため、町民が誇りに思い愛される庁舎とします。

⑤ 災害に備えた防災拠点としての役割を果たすことのできる安全な庁舎

日常的に町民が利用する施設として、安全かつ安心して利用できるよう、防犯性に配慮した計画とします。また防災対策拠点として機能するよう、耐震安全性が高く、事業継続が可能な安全な建物とします。

⑥ 周辺環境と調和し、だれでもが使いやすく身近に感じる魅力的な庁舎

新庁舎は、ユニバーサルデザインにより、町民・職員の様々な意見・ニーズを踏まえた計画とし、年齢・性別などに関わらず誰もが利用しやすい快適な庁舎とします。また、庁舎が永く親しまれるような身近に感じられる庁舎とします。

⑦ 進展する情報化や高度な情報通信技術にも対応できる先進的な庁舎

急速に高度情報化社会が進展する中、ネットワークと情報システムを活用して行政サービスの向上と行政事務の効率化を図り、将来の更なる情報化・セキュリティ問題等に十分対応できる庁舎とします。

⑧ 省エネルギーや省資源対策などの環境に配慮した自然にやさしい庁舎

町の中核的な公共施設の一つとして、省エネルギーや自然エネルギーの利活用などに努め、空調費等の維持管理経費の削減や環境負荷の低減に寄与する、環境にやさしい庁舎とします。

5. 新庁舎の建設場所

（1）新庁舎の建設候補地

新庁舎の建設候補地については、広川町庁舎等検討委員会報告書及び広川町まちづくりに関するアンケート調査の結果を考慮し、以下の３箇所での検討を行いました。

■広川町庁舎等検討委員会報告書（抜粋）　地域住民の意向及び利便性を第一に考え、現在地から概ね１．５㎞以内の地域が望ましい。

■広川町まちづくりに関するアンケート調査結果（抜粋）

建替える場所についてお答え下さい。（Ｎ＝９１２）

・現在の庁舎周辺　８１．８％

・現在の場所にこだわらず他の場所を検討したほうが良い　１２．０％

・無回答　６．３％

（2）建設候補地の比較検討

建設候補地について、敷地条件、配置条件、周辺の状況の観点から比較検討を行いました。延床面積は既往検討資料の面積約３，５００㎡を基準に検討しています。

①現位置	
概要図	
敷地条件	
敷地面積	５，６９４㎡
所有	町有地
配置条件	
敷地形状	整形地
想定建物規模	５７６㎡×６層
駐車可能台数	１２７台程度
備考	
配置の特徴	現庁舎と同じ敷地内に配置する。
駐車場の利便性	・建物を中高層化することで現在と同じ敷地で現在よりも多くの駐車台数を確保できる。
建設時の既存庁舎利用への影響	・施工時に駐車場スペースを別敷地で確保する必要がある。
周辺敷地への影響	・短時間ではあるが日影等で農作物への影響が出る可能性がある。
将来の敷地拡張性	・周辺敷地も買収できる場合、まとまった敷地を確保することが可能である。
経済性	・現庁舎の南側に新庁舎を建設することで、仮庁舎が不要となるため、経費削減が可能である。

②武徳館	
概要図	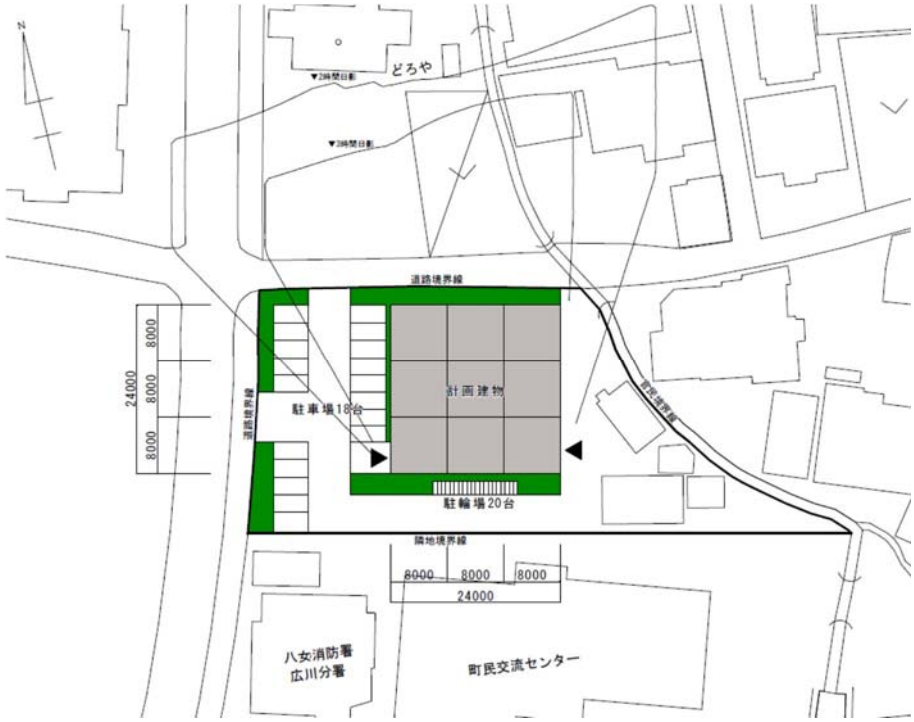
敷地条件	
敷地面積	２，０９７㎡
所有	町有地
配置条件	
敷地形状	少し不整形
想定建物規模	５７６㎡×６層
駐車可能台数	１８台程度
備考	
配置の特徴	・町民交流センターとの連携がしやすい武徳館跡地に配置する。
駐車場の利便性	・敷地内に十分な駐車場スペースが確保できないため、駐車場は現庁舎位置と考えられるため駐車場まで道路を横断する必要がある。
建設時の既存庁舎利用への影響	・別敷地のため影響はない。
周辺敷地への影響	・周辺に住宅があるため、日影等の影響がある。
将来の敷地拡張性	・町民交流センターや消防署等、既存建物があるため、難しい。
経済性	・仮庁舎が不要となるため、経費削減が可能である。

③南側駐車場	
概要図	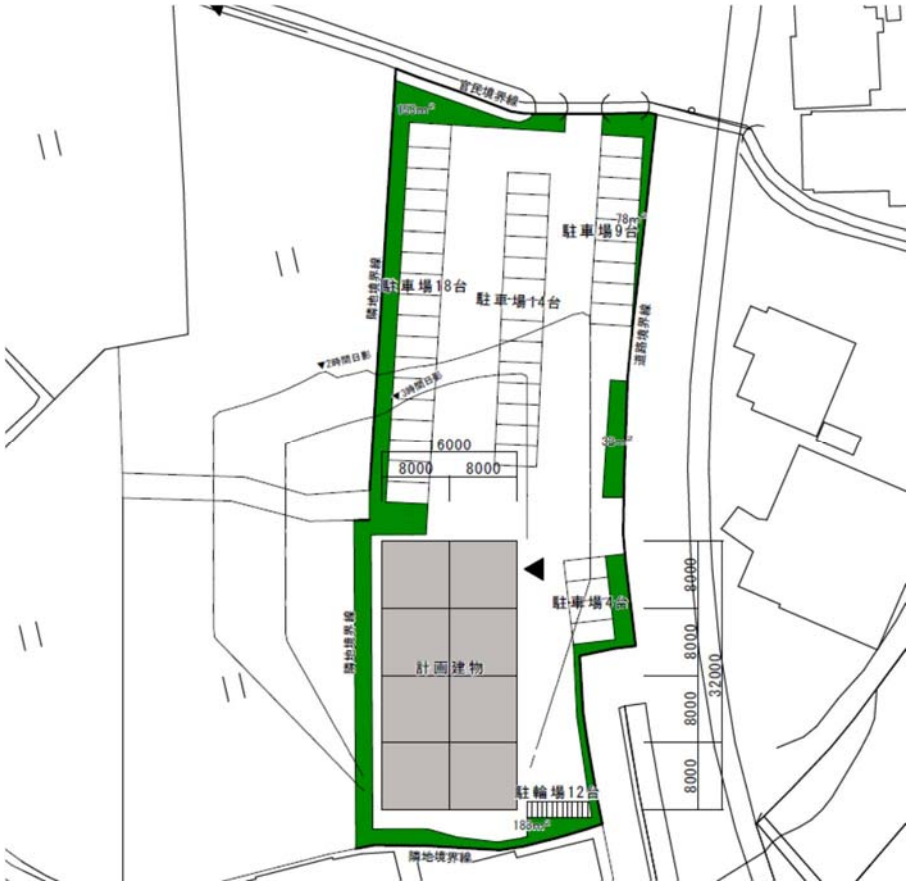
敷地条件	
敷地面積	１，０４３㎡
所有	町有地
配置条件	
敷地形状	少し不整形
想定建物規模	５１２㎡×４層
駐車可能台数	４５台程度
備考	・容積の制限により延床面積２，０００㎡程度しか建てられない。 ・適正規模の庁舎を建設するためには、土地買収が必要である。
配置の特徴	・職員用駐車場として利用している敷地内町有地に建物を配置する。
駐車場の利便性	・職員の駐車場と公用車駐車場を別敷地で確保する必要がある。
建設時の既存庁舎利用への影響	・別敷地のため影響はない。
周辺敷地への影響	・日影等で農作物への影響が多少出る可能性がある。
将来の敷地拡張性	・周辺敷地も買収できる場合、まとまった敷地を確保することが可能である。
経済性	・仮庁舎が不要となるため、経費削減が可能である。

各候補地の状況や課題の整理を行った結果、敷地面積や駐車場を十分に確保できないなどの課題があり、それぞれの検討を行った結果を下記の表に評価結果としてまとめました。

また、武徳館については老朽化や資材置き場・駐車場等の建設用地の確保等の問題から解体を行い、庁舎建設中においては更地として利用し庁舎建設後も敷地の活用を踏まえた検討も必要になります。

▼事業実現性の考察

候補地	①現位置	②武徳館	③南側駐車場
事業の実現性	新庁舎建設に際して、仮設庁舎の確保や仮移転が不要であり、事業費や工事期間を抑えることができる。	新庁舎建設に際して、敷地が狭いため、駐車場を現庁舎に計画した場合、道路を横断し庁舎に往来しなければならない。	新庁舎建設に際して、容積率の制限により延床面積２，０００㎡程度しか建てられない。
敷地面積	５，６９４㎡	２，０９７㎡	１，０４３㎡
敷地形状	整形地	少し不整形	少し不整形
配置の特徴	現庁舎と同じ敷地に配置する。	町民交流センターとの連携がしやすい武徳館跡地に配置する。	職員用駐車場として利用している敷地内町有地に建物を配置する。
敷地の広さ	広い	狭い	建設不可
駐車場の利便性	建物を中高層化することで現在と同じ敷地で現在よりも多くの駐車台数を確保できる。	敷地内に十分な駐車場スペースが確保できないため、駐車場まで道路を横断する必要あり。	職員の駐車場と公用車駐車場を別敷地で確保する必要あり。
駐車場の広さ	広い	狭い	狭い
評価	○	△	×

各候補地の検討結果

『①現位置』は、ほかの候補地に比べ敷地面積が広いことや建物の中高層化により敷地を有効活用することが出来ます。また、駐車台数も現在より多く確保できます。

『②武徳館』は、敷地面積が狭いため建物の高層化が必須になります。また、高層化した場合には周辺に住宅があるため、日影等の影響を受けてしまいます。更に、敷地面積が狭いため、敷地内に駐車台数が確保できなくなり、現庁舎位置に駐車場を整備する必要がでてきます。そのため、庁舎から駐車場まで道路を横断しなければなりません。

『③南側駐車場』は、敷地面積が狭いため、庁舎に必要な延べ床面積を確保することが出来ません。

上記の理由により『②武徳館』・『③南側駐車場』においては、建設候補地とはせずに**『①現位置』**を新庁舎の建設候補地としました。

6. 新庁舎の機能

（1）導入機能の構成

新庁舎整備に係る基本理念・基本方針を定め、これに基づく基本機能を示します。

基本理念「広川の未来を描く　みんなの庁舎」

庁舎の基本的な考え方	具体的な考え方
①　行政サービスの向上につながるように、町民の利便性を十分考慮し、町民にとって身近で利用しやすい庁舎	(1) 町民に開かれ気軽に交流できる (2) 窓口機能の簡略化、相談窓口機能の充実
② 多種多様化する町民ニーズや複雑・増加する行政事務にも対処できる機能的な庁舎	(1) 快適で効率的な執務環境の実現 (2) 来庁者と職員の動線に配慮 (3) 相談サービスの充実
③ 規模・機能と改築・維持管理経費のバランスを重視した経済的な庁舎	(1) ライフサイクルコストへの配慮 (2) 長寿命化への配慮
④ 町の発展を見据え、単独町としての核施設としてふさわしい庁舎	(1) 総合情報発信機能 (2) 来庁者の利便性が向上
⑤ 災害に備えた防災拠点としての役割を果たすことのできる安全な庁舎	(1) 災害時の危機管理機能の維持 (2) 災害に強い庁舎の実現
⑥ 周辺環境と調和し、だれでもが使いやすく身近に感じる魅力的な庁舎	(1) 町民に親しまれるデザイン (2) 子どもから高齢者まで、人にやさしいデザイン
⑦ 進展する情報化や高度な情報通信技術にも対応できる先進的な庁舎	(1) フレキシブルに対応できる庁舎 (2) セキュリティの確保
⑧ 省エネルギーや省資源対策などの環境に配慮した自然にやさしい庁舎	(1) 自然エネルギーの有効活用 (2) 省エネルギー技術の採用、環境負荷の低減

基本理念、基本機能を踏まえ、次の機能を備えた新庁舎の実現をめざします。

1）　窓口機能	①　窓口機能 ②　相談機能 ③　ユニバーサルデザイン ④　サイン機能
2）　協働（交流）機能	①　町民協働機能 ②　町民交流機能 ③　情報提供機能 ④　複合的機能
3）　執務機能	①　執務機能 ②　会議機能 ③　情報機能 ④　防犯機能
4）　議会機能	①　議会機能　（議場、委員会室等）
5）　防災機能	①　耐震性能の確保 ②　災害対策機能 ③　庁舎維持機能
6）　その他機能	①　環境対策機能 ②　町民利便機能 ③　健康機能 ④　庁舎としてふさわしいデザイン ⑤　駐車場・駐輪場の機能 ⑥　維持管理機能

（2）導入機能

①窓口機能

<table>
<tr><th>導入する機能</th><th>整備方針</th><th>具体的な導入機能（導入イメージ）</th></tr>
<tr><td>①窓口機能</td><td>全ての人に分かりやすく利用しやすい窓口空間とする。</td><td>・各部署にまたがる様々な手続きを一箇所で済ますことができる総合窓口（案内）の設置を検討し、設置する場合には、わかりやすい場所とする。

・ライフイベントに関連する手続きの担当窓口を隣接して配置するなど、出来る限りのワンフロア（ワンストップ）サービスが実現できる窓口空間を整備する。

・自動証明書発行（証明書等の機械化）に対応できるスペース等を確保する。

窓口フロア（小牧市）

総合窓口（つくば市）

窓口フロア（黒部市）

窓口モニター（海老名市）</td></tr>
<tr><td>② 相談機能</td><td>利用者のプライバシーの保護に配慮した相談（窓口）空間とする。</td><td>・個別の相談内容に応じ、プライバシーに配慮した窓口カウンター、相談コーナー、相談室を設置するなど相談機能を充実する。

・利用者の相談内容に応じて、相談しやすいローカウンター・ハイカウンターを適正に配置する。

市民相談室（立川市）

プライバシーに配慮した
窓口カウンター（つくば市）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>導入する機能</th><th>整備方針</th><th>具体的な導入機能（導入イメージ）</th></tr>
<tr><td>③ユニバーサルデザイン</td><td>庁舎内の完全バリアフリー化を実現する。</td><td>・エレベーターや階段手摺の設置、通路幅の確保など車いす利用者はもとより誰もが安心して移動できる空間を実現する。
・車いすに対応したカウンターや記載台を適正に配置する。
・多目的（多機能）トイレ等を設置する。
・授乳スペース・キッズスペース等を設置する。
・利用者の動線通路は待合スペースと重複しないよう検討する。
 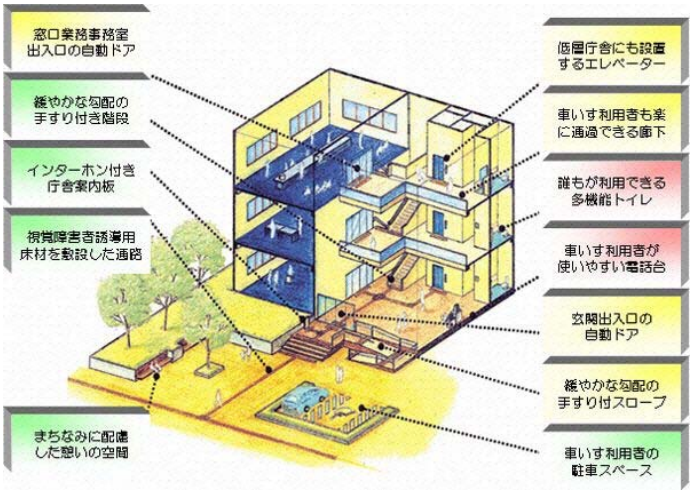

バリアフリー庁舎のイメージ（国土交通省中部地方整備局）

キッズスペース（つくば市）

記載台（つくば市）</td></tr>
<tr><td>④サイン機能</td><td>誰にでも分かりやすいサイン（案内表示）とする。</td><td>・案内表示は、子どもから高齢者まで誰もが見やすい表示に統一する。
・利用者の目的に応じてスムーズに案内できるサイントする。

総合案内サイン（長岡市）

庁内サイン（半田市）</td></tr>
</table>

②協働（交流）機能

導入する機能	整備方針	具体的な導入機能（導入イメージ）
①町民協働機能	町民が多目的に利用できる空間を整備する。	・来庁者が落ち着きとゆとりを感じることができるように、多目的な用途に利用できるスペースの設置を検討する。 ・町民が制作した作品等を展示できるスペースの設置を検討する。 多目的ロビー（立川市）
②町民交流機能	町民の交流やにぎわいの生まれる空間を整備する。	・庁舎の屋上やベランダなどを活用した町民の憩いの場の整備を検討する。 ・町民の健康増進やスポーツ活動を通して交流ができるスポーツ活動（総合型スポーツクラブ）の拠点施設の整備を検討する。 ・選挙や確定申告等にも使用でき、それ以外では災害対策、防災訓練、町民の文化活動、軽スポーツなど多目的に活用できるホール・会議室の設置を検討する。 交流スペース（小牧市） ラウンジ（白石町）
③情報提供機能	利便性の高い情報提供が可能な空間を整備する。	・町政、町民活動地域や観光に関する情報、資料などを閲覧、情報提供できる場を整備する。 ・ポスター・町の情報等を集約して掲示できるスペース等の設置を検討する。 市政情報コーナー（つくば市） 市政情報コーナー（小牧市）
④複合的機能	協働（交流）機能については、他機能と複合的に整備する。	・町民協働、交流機能及び情報提供機能については、既存施設の機能との重複を避けた空間整備を行い、それぞれの機能についても効果的・効率的な整備を行う。また、複合的に利用できる空間を整備する。

③ 執務機能

導入する機能	整備方針	具体的な導入機能（導入イメージ）
①執務機能	快適で効率的な執務空間を実現する。	・各課や職員のコミュニケーションが図られ、住民ニーズへの対応や将来の機構改革による配置変更が容易なオープンフロアとする。 ・職員が効率的に業務を行うことができ、住民のニーズや組織の変化に柔軟に対応できる執務スペースのレイアウト、機器の配置とする。 ・文書管理に関し、保存期間を見直し、文書の電子化、適切な書庫の配置など、整理された執務空間とする。 ・職員の多様な働き方に対応できるユニバーサルデザインの考え方を導入する。 ・業務の関わりが強い課を近くに配置することで、住民の移動の負担や職員の移動の負担を軽減し、効率的な行政サービスができるような課の配置を検討する。 ・特に、夏季・冬季の時間外勤務において効率的、経済的に業務ができる執務空間を検討する。 執務空間（青梅市） ユニバーサルプラン（青梅市）
②会議機能	多目的に活用できる会議室を整備し、打合せスペースを充実する。	・目的に合わせた大小の会議室を整備し、必要に応じて広さを変更できるように、間仕切りを導入する。 ・職員同士の簡易なミーティングを行うための打合せスペースの設置を検討する。 ・選挙、確定申告、各種申請受付など多目的に活用できる会議室（ホール等）を整備し、更に、町民の文化活動等にも活用できるような多目的な空間の整備を検討する。 打ち合わせスペース（半田市） ミーティングスペース（町田市）
③情報機能	災害や将来の情報化へ対応した設備とする。	・災害時において、機能損失を回避するため、情報関係機器は中層階以上に配置し、耐震性を高める。 ・執務室等の床は、ＯＡ機器の自由なレイアウト変更に対応できるように計画する。

導入する機能	整備方針	具体的な導入機能（導入イメージ）
④防犯機能	個人情報や重要な書類の徹底した管理、執務エリアと交流エリアとのセキュリティの強化を図る。	・重要な書類や電子データ等、町民のプライバシーに関する個人情報について、庁舎外も含めて適切な保管場所の検討を行い徹底した管理が可能な計画とする。 ・来庁者が自由に出入できるエリアと職員のみが立ち入るエリアの区分を徹底し、用途に合わせたセキュリティレベルの設定を検討する。 ・時間外や閉庁日のセキュリティの強化について検討する。 オフィスセキュリティのイメージ （オカムラ製作所 HP）

④議会機能

導入する機能	整備方針	具体的な導入機能（導入イメージ）
①議会機能 （議場、委員会室等）	議会機能が十分に発揮でき、傍聴しやすく、開かれた空間とする。	・議会機能を十分に発揮するため、議場、委員会室、議員控室、図書室などを設置するが、議会開催以外でも災害対策本部会議など多目的に利用できる空間を整備し、議場の床のフラット化、他諸室を議会機能以外でも多目的に活用できる方法を検討する。 ・議場は、町民の接しやすさや親しみやすさを考慮し、誰もが利用しやすい構造を検討する。 ・議会の円滑な運営を行うため、議場と議会事務局の配置は近接するように検討する。 設楽町役場議場（設楽町）

⑤防災機能

導入する機能	整備方針	具体的な導入機能（導入イメージ）
①耐震性の確保	耐震性の確保などにより、災害に強い庁舎を実現する。	・国土交通省が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性については、構造体はⅠ類、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類の耐震性能の確保を検討する。 ・免震・制震・耐震構造の選択については、コストや工事期間等を総合的に検討し、適切な構造形式とする。 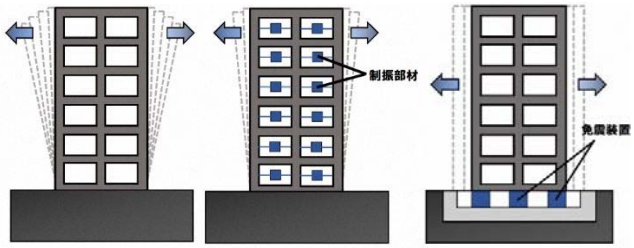 **耐震構造** ○建物自体を堅固にすることで、地震の揺れに耐える。 ○激しく揺れ、壁や家具などが損傷しやすい。 **制震構造** ○建物に制震装置（ダンパー）を組み込んで、地震エネルギーを吸収することで、地震の揺れを低減する。 ○揺れは低減されるが、什器・家具などの破損の恐れはある。 **免震構造** ○建物と地盤の間に免震装置を設置し、建物を地面から切り離すことにより、地震の揺れを建物に伝わらないようにする。 ○建物がゆっくり揺れるので、ひび割れなどの損傷が少なく、室内の家具も転倒しにくい。 ・豪雨による浸水被害の想定を行い、十分な対策を行うこととする。
②災害対策機能	災害発生時の活動の拠点となる機能を整備する。	・災害発生時には、災害対策本部室として利用できる設備等（電源設備・情報通信・電話回線・大型モニター等）を備えた空間を整備する。 ・食料や飲料水の備蓄、災害物資の搬入・保管が可能なスペースを確保する。 ・災害発生時に２４時間体制で従事する職員のため仮眠室等の職員専用スペースを想定した会議室等の配置を行う。 ・大災害時の一時避難所としても利用できるように、諸室の配置計画を行う。 災害対策本部室（紀ノ川市） 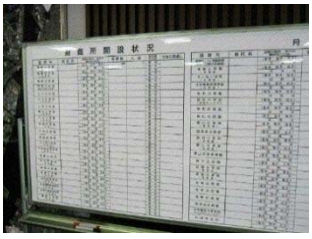 災害対策室ホワイトボード（半田市） ・防災及び消防団の拠点となる施設の集約化を検討する。

導入する機能	整備方針	具体的な導入機能（導入イメージ）
③庁舎維持機能	災害発生時にも庁舎機能が維持できるよう必要な機能を整備する。	・商用電力が途絶えた場合に備え、一定期間連続運転が可能な自家発電設備を設けるとともに、太陽光発電等による非常時の補助電源対応についても検討する。 ・上水道の供給が途絶えた場合に備え、井戸水利用や貯水槽など非常用の飲料水を確保できる機能を検討するなど、通常の業務や災害支援活動が維持できる機能を検討する。 太陽光発電システム （立川市） 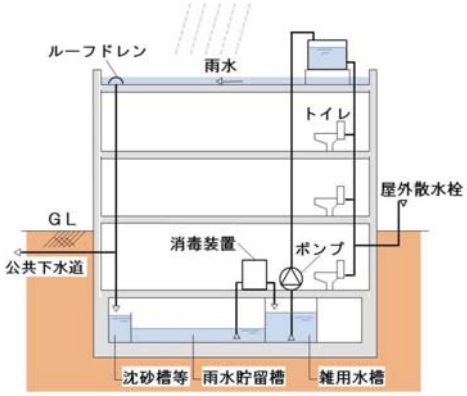 雨水利用施設のイメージ （国土交通省）

⑥その他の機能

導入する機能	整備方針	具体的な導入機能（導入イメージ）
①環境対策機能	ライフサイクルコストを考慮した自然エネルギーの利用を検討し、環境負荷低減に配慮する。	・自然環境負荷低減・省エネルギー化のため自然採光・自然換気・太陽光発電のほか、雨水利用などの自然エネルギーの費用対効果を検討したうえで積極的に利用する。 ・空調、照明、便器等の設備機器は、省エネ型や節水型を積極的に導入し環境負荷低減に配慮する。 ・庁車に電気自動車を導入する場合には、来庁者が利用できる充電スペース等の設置を検討する。 電気自動車充電スペースの設置（甲府市ＨＰ） 電気自動車優先駐車場の設置（つくば市ＨＰ）
②町民利便機能	来庁者の利便性が向上するような機能を検討する。	・来庁者の利便性が向上するような銀行ＡＴＭ、売店、コンビニエンスストア、自動販売機コーナーについては、周辺の状況を考慮しながら検討する。 ・来庁者が利用できる休憩スペース等の設置を検討する。 ・閉庁日や休日でも利用可能なトイレの配置等を検討する。 来庁舎が憩えるスペース（甲府市ＨＰ） ２階中庭にある休憩スペース（甲府市ＨＰ）
③健康機能	健康意識を向上させるような機能を検討する。	・来庁舎が気軽に血圧、血管年齢、脳年齢など測定できる健康チェックコーナーの設置を検討する。 ・来庁者及び職員の受動喫煙の防止対策を徹底して行い、喫煙場所を設ける場合には望まない受動喫煙をなくすためにソフト面・ハード面ともに必要な措置が取られた場所とする。 健康度見える化コーナー（大和市ＨＰ）

導入する機能	整備方針	具体的な導入機能（導入イメージ）
④庁舎としてふさわしいデザイン	庁舎が長く親しまれるためのデザイン上の配慮を行う。	・外観は庁舎として華美なデザインではなく、周辺環境に配慮した機能美が現れるデザインとする。 ・内観は機能性や快適性に配慮した親しみやすいデザインを検討する。 自然素材を多く取入れた庁舎 （小林市ＨＰ）
⑤駐車場・駐輪場の機能	来庁者、公用車の駐車場・駐輪場を適切に計画する。	・歩道、車道の区分を明確にし、歩行者の安全を考えた駐車場・駐輪場を適正な台数を設置する。 ・入口近くに身体障がい者用の駐車スペースを適切な台数分設置する。 ・屋根付きで屋外作業が可能な駐車スペースの設置を検討する。
⑥維持管理機能	メンテナンスや将来の更新を見据えた計画を行う。	・耐久性に優れた構造体や部材を採用することで長期間使える庁舎とする。 ・清掃やメンテナンスを容易に行うことができ、将来の修繕及び更新が迅速かつ経済的に行えるよう配慮する。

7. 新庁舎及び付加機能の規模

（1）規模算定の概要

新庁舎の延床面積については、一般的に庁舎を整備する基準となる『総務省基準(起債許可標準面積算定基準)』による算定方法のほか、『国交省基準(新営一般庁舎面積基準)』、『市町村役場機能緊急保全事業基準』に基づき、付加機能の延床面積については、他の自治体の事例に基づいて下表のとおり「庁舎」と「付加機能」に分けて適正規模を想定しました。

新庁舎の適正規模については、『広川町執務環境等調査業務』における適正規模の算定結果と比較検討を行いました。

▼各施設機能の概要

庁舎	付加機能
庁舎に通常必要な、相談業務等を行う「窓口機能」、職員が事務を行う「執務機能」、議員活動の場となる「議会機能」を想定しました。	町民交流のための多目的交流スペースやスポーツ拠点スペース、防災の拠点となるべきスペースなど「窓口機能」、「執務機能」、「議会機能」以外の機能を想定しました。

①新庁舎の規模算定

1.総務省基準、2.国土交通省基準、3.市町村役場機能緊急保全事業基準の算定結果については、1.総務省基準が４，９００㎡、2.国土交通省基準が約３，５００㎡、3.市町村役場緊急保全事業基準が約４，１００㎡となり、各々の算定結果から４，９００㎡程度以内が適正規模となりました。

また、より詳細に適正規模の算定を行った『広川町執務環境等調査業務』においては、想定面積は、４，７００㎡となり、『４，７００㎡』は、各々の算定結果から想定した４，９００㎡以内であることから、新庁舎の適正面積は、**約４，７００㎡**と想定します。

▼新庁舎の想定面積

新庁舎の想定面積　約４，７００　㎡

▼各種基準等による新庁舎の面積算定結果

算定方法		面積規模
1	総務省基準に基づき算定した床面積（付加機能なし）	約４，９００㎡
2	国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づき算定した床面積（付加機能なし）	約３，５００㎡
3	市町村役場機能緊急保全事業に基づき算定した床面積（付加機能なし）	約４，１００㎡
参考：現庁舎		４，２３４㎡

▼市町村役場機能緊急保全事業に基づく算定式

職員数※（A）	職員一人当たり 新庁舎面積（B）	新庁舎面積（A）×（B）
１１６　人	３５．３ ㎡	４，１００ ㎡

※職員数は、地方公共団体定員管理調査（第１表から第３表）の対象となる職員（公営企業会計に属する職員は除く）数

②付加機能の規模算定

付加機能を備えた６つの自治体の事例を参考に、庁舎と付加機能を合わせた延床面積と人口及び職員数の平均値を算出し、人口及び職員数の一人当たりの面積規模を算定しました。

広川町の人口及び職員数により面積規模を算定した結果『人口一人当たりの付加機能を含む庁舎面積』は、４，６００㎡、『職員一人当たりの付加機能を含む庁舎面積』は、６，３００㎡となり、平均で約５，５００㎡となりました。

付加機能の面積規模については、付加機能を備えた面積規模５，５００㎡から新庁舎の想定面積４，７００㎡を差し引くと８００㎡程度が付加機能の目安となる面積規模となりました。ただし、付加機能については、導入機能の用途、配置によって面積が増減することから、総合スポーツクラブのスポーツジムや防災対策の必要性を考慮し、付加機能の適正面積は、**１，０００㎡程度**を想定します。

▼各種基準等による付加機能の面積算定結果

算定方法		面積規模
4	他自治体の事例による人口一人当たりの庁舎面積 （付加機能あり）	約４，６００㎡
	他自治体の事例による職員一人当たりの庁舎面積 （付加機能あり）	約６，３００㎡
		平均　約５，５００㎡

▼付加機能の想定面積

付加機能の想定面積　約１，０００　㎡

▼他自治体での付加機能参考事例

自治体名	人口	想定	（A）	（B）	（B）-（A）	（B-A）/（B）
		職員数	総務省基準 標準面積	新庁舎 延床面積	付加機能	付加機能 割合
北海道A町	１３，４８５人	１５１人	３，２８１㎡	４，８０８㎡	１，５２７㎡	３１．８％
岩手県B市	３１，０００人	２００人	６，３２４㎡	７，７５６㎡	１，４３２㎡	１８．５％
茨城県C市	４３，１７８人	３１２人	８，０９２㎡	９，２４０㎡	１，１４８㎡	１２．４％
埼玉県D町	２０，８２４人	１３９人	３，５５６㎡	５，２１０㎡	１，６５４㎡	３１．８％
岐阜県E町	２３，９８７人	１４４人	３，５４６㎡	７，０８３㎡	３，５３７㎡	４９．９％
愛知県F市	６２，３９４人	２９３人	７，６７４㎡	１０，１６５㎡	２，４９１㎡	２４．５％
平均①	３２，４７８人	２０７人	５，４１２㎡	７，３７７㎡	１，９６５㎡	２８．２％

▼平均①からの面積比率の算定

項目	人口	職員数	新庁舎 延床面積	比率（１）
人口一人当たりの面積	３２，４７８人		７，３７７㎡	０．２３㎡
職員一人当たりの面積		２０７人	７，３７７㎡	３５．６㎡

▼新庁舎の基本指標

基本指標	
人口及び職員数	人口については、広川町が公表している１９，８１２人（平成３０年２月１日）とし、職員数については、一般非常勤職員も含めた１７８人とする。

▼他自治体の事例による規模の算定

自治体名	人口（２）	想定 職員数（３）	人口当たりの庁舎面積 （２）×（１）	職員当たりの庁舎面積 （３）×（１）
広川町 （想定）	１９，８１２人	１７８人	４，５５７㎡	６，３３７㎡

③付加機能を備えた新庁舎規模

新庁舎と付加機能の想定面積を足したものを新庁舎建設の想定規模とします。

新庁舎の想定面積　約４，７００　㎡

＋

付加機能の想定面積　約１，０００　㎡

▼新庁舎及び付加機能を合わせた想定面積

新庁舎建設の想定面積　約５，７００　㎡

（２）駐車台数の規模設定

駐車台数は、①来庁者用、②職員用・公用車用の駐車台数の設定を行いました。

①来庁者の必要駐車台数

来庁者用駐車場は、『市・区・町役場の窓口事務施設の調査　関龍夫氏（千葉工業大学名誉教授)による調査(１９７１年)』により算定した台数を設定します。

(所轄人口）×（来庁者の人口における割合）×（自動車保有率）×（回転率）
＝１日当たり車での待庁者数・到着台数

(所轄人口)

１９，８１２ 人

(来庁者の人口における割合)

一日の来庁者の算定については、『市・区・町役場の窓口事務施設の調査　関龍夫氏（千葉工業大学名誉教授)による調査(１９７１年)』によると、一般的に所轄人口の０．９％前後が窓口部門、窓口以外が、０．６％前後とされ、その合計１．５％が来庁者と想定されています。

(自動車保有率)

一台あたりの人口　２．０２人/台

出典：一般財団法人 自動車検査登録情報協会 「自動車保有台数」（平成３０年３月末現在）
：各都道府県が公表している２０１７年１０月１日の推計人口

(回転率) 回転率＝集中率×平均滞留時間

回転率＝３０％×６０分／６０＝３０％

集中率　　：３０％（最大滞留量の近似的計算法より）

平均滞留時間：６０分と仮定

来庁者用必要駐車台数　４５台以上

『市・区・町役場の窓口事務施設の調査　関龍夫氏（千葉工業大学名誉教授)による調査(１９７１年)』においては、来庁者用必要駐車台数は、４５台以上と算出されましたが、広川町まちづくりに関するアンケート調査や来庁者アンケート調査の結果、十分な駐車場確保をしてほしいとの要望があるため、新庁舎建設地に現庁舎の既存来庁者用駐車台数以上の駐車台数を可能な限り確保することとします。

②職員用・公用車用の必要駐車台数

職員用・公用車用必要駐車台数　既存の駐車台数程度とします。

職員用必要駐車台数　既存の駐車台数（１０３台程度）とし設定
公用車用必要駐車台数　既存の駐車台数（３４台程度）とし設定

（3）駐車場及び駐輪場整備方針

各駐車場・駐輪場の整備方針は、以下と通りとなります。

●来庁者用駐車場

広川町まちづくりに関するアンケート調査や来庁者アンケート調査の結果、十分な駐車場確保をして欲しいとの要望があるため、新庁舎建設地に現庁舎の駐車台数以上の駐車台数を可能な限り確保し整備します。

●公用車駐車場

新庁舎建設地及びその周辺の敷地を駐車場として利用し、必要台数を確保し整備します。

●職員用駐車場

周辺の敷地を駐車場として利用し、必要台数を確保し整備します。

●駐輪場

住民の利便性を考慮し、既存の駐輪台数以上を確保し整備します。

（4）ホール施設面積の検討

付加機能の規模については、延床面積が、小規模（３００㎡）、中規模（１，０００㎡）、大規模（１，５００㎡）の分類に分け各規模について、他事例を基に整理を行いました。

<table>
<tr><td>項　目</td><td colspan="2">A</td></tr>
<tr><td>自治体名</td><td colspan="2">宮崎県日南市</td></tr>
<tr><td>平面図</td><td colspan="2"> 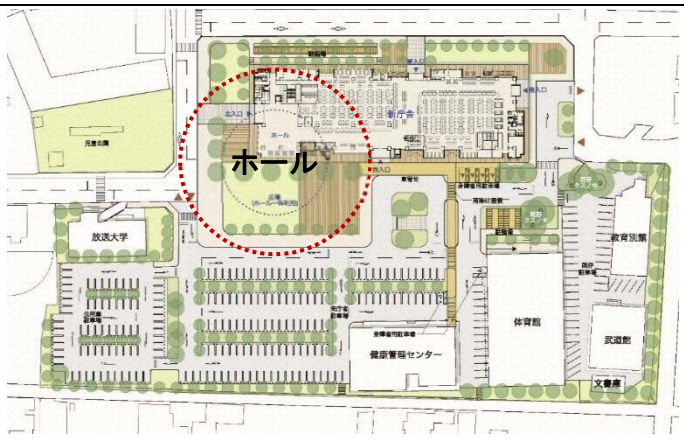
</td></tr>
<tr><td>ホール内
イメージ</td><td colspan="2"> </td></tr>
<tr><td rowspan="8">施　設
規　模</td><td colspan="2">小（３００㎡程度）</td></tr>
<tr><td colspan="2">収容人数　約７５席</td></tr>
<tr><td>用　途</td><td>規　模</td></tr>
<tr><td>ホール</td><td>３００㎡</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>計　３００㎡</td></tr>
<tr><td>機　能</td><td colspan="2">・音響設備が設けられないため講演会などが行えない。
・イベントなどが行える。
・防音機能がないため騒音の問題がある。</td></tr>
<tr><td>留意点</td><td colspan="2">・他に比べ利用目的が限られる。</td></tr>
<tr><td>評　価</td><td colspan="2">×</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>項　目</td><td colspan="2">B</td></tr>
<tr><td>自治体名</td><td colspan="2">岩手県八幡平市</td></tr>
<tr><td>平面図</td><td colspan="2"> 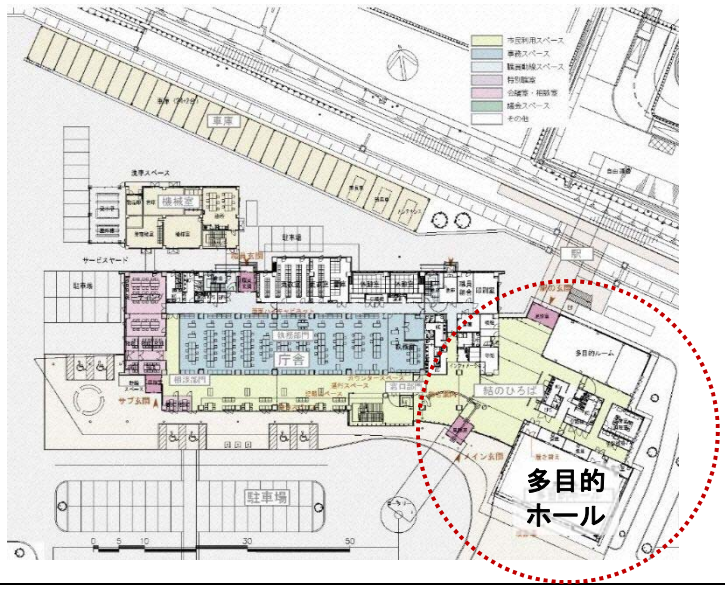
</td></tr>
<tr><td>ホール内
イメージ</td><td colspan="2"> </td></tr>
<tr><td rowspan="8">施　設
規　模</td><td colspan="2">中（１，０００㎡程度）</td></tr>
<tr><td colspan="2">収容人数　約１５０席</td></tr>
<tr><td>用　途</td><td>規　模</td></tr>
<tr><td>大ホール</td><td>３００㎡</td></tr>
<tr><td>多目的ホール</td><td>１７５㎡</td></tr>
<tr><td>その他諸室</td><td>３６㎡</td></tr>
<tr><td>トイレ、通路等</td><td>５６４㎡</td></tr>
<tr><td></td><td>計　１，０５７㎡</td></tr>
<tr><td>機　能</td><td colspan="2">・講演会、イベントなどが行える。
・可動座席設備や舞台設備は設置されていないが、設備を導入すれば、小規模な演奏会を行うことが可能となる。</td></tr>
<tr><td>留意点</td><td colspan="2">・演劇、オペラ、コンサートなどが行えない。</td></tr>
<tr><td>評　価</td><td colspan="2">○</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>項　目</td><td colspan="2">C</td></tr>
<tr><td>自治体名</td><td colspan="2">愛知県阿久比町</td></tr>
<tr><td>平面図</td><td colspan="2">
</td></tr>
<tr><td>ホール内
イメージ</td><td colspan="2"> </td></tr>
<tr><td rowspan="8">施　設
規　模</td><td colspan="2">大（１，５００㎡程度）</td></tr>
<tr><td colspan="2">収容人数　約４００席</td></tr>
<tr><td>用　途</td><td>規　模</td></tr>
<tr><td>多目的ホール</td><td>５４５㎡</td></tr>
<tr><td>練習室１</td><td>４３㎡</td></tr>
<tr><td>練習室２</td><td>４５㎡</td></tr>
<tr><td>トイレ、通路等</td><td>９８２㎡</td></tr>
<tr><td></td><td>計　１，６１５㎡</td></tr>
<tr><td>機　能</td><td colspan="2">・舞台面積が大きく舞台機構、音響、照明などの設備が設けられ、演劇、オペラ、コンサートが行える。
・可動座席設備を設置することで多目的な利用が可能となる。</td></tr>
<tr><td>留意点</td><td colspan="2">・建築面積が大きくなるため、駐車場台数が少なくなる。</td></tr>
<tr><td>評　価</td><td colspan="2">△</td></tr>
</table>

（５）防災拠点施設・消防団拠点施設の検討

「消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について」（平成２６年３月２８日付け消防災第122号消防庁国民保護・防災部防災課長通知）を踏まえて「地域防災の拠点施設※」と「消防団拠点施設※」の複合的な施設を庁舎と一体的に整備する案の検討を行いました。

▼防災拠点施設・消防団拠点施設のイメージ図

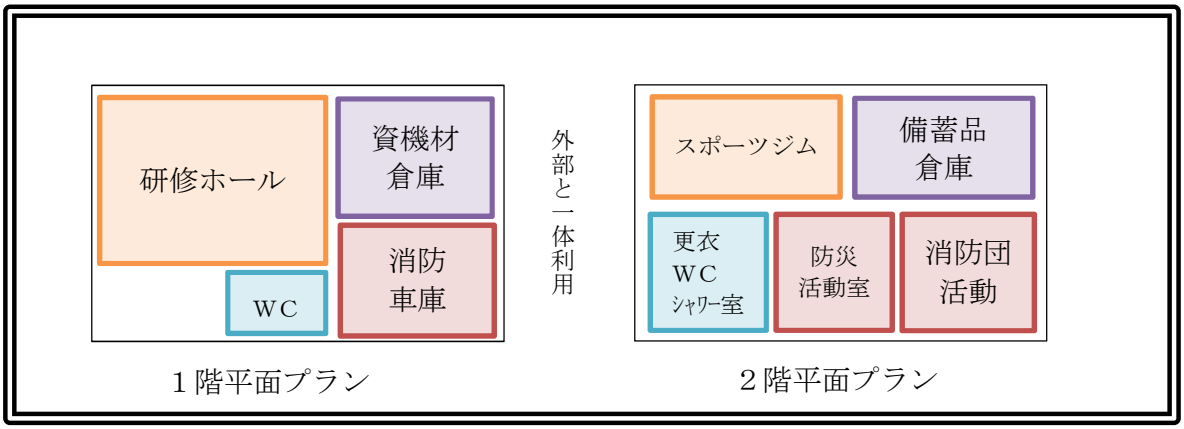

※「地域防災の拠点施設、消防団拠点施設」とは、災害時に自主防災組織や消防団などの活動の拠点となるように、備蓄倉庫や資機材庫の機能を備え、平時には自主防災組織や消防団等の訓練・研修等が行える公共施設となります。

（6）フィットネス施設面積の検討

フィットネス施設は、必要最低減の機能とし、必要面積は、１００㎡程度とし検討します。

▼運動種別の比較検討

種類	フィットネスジム
規模	約１００㎡
スタッフ数	２人程度
収容人数	３０人程度
用途	エアロバイク、 ウォーキングマシン、各種筋力トレーニングマシン、ダンベル
設備費用	高い
備考	
イメージ写真	

種類	フィットネススタジオ
規模	約１００㎡
スタッフ数	２人程度
収容人数	３０人程度
用途	エアロ、ストレッチ、リラクゼーション
設備費用	低い
備考	騒音対策が必要
イメージ写真	

（7）ゾーニングの比較検討

庁舎、ホールの一体型・分棟型、防災拠点施設型から建物形状、建物規模、ホール機能、駐車場台数、駐車場台数の特徴を案ごとに整理を行いました。

<table>
<tr><th colspan="3">一　体　型</th></tr>
<tr><th colspan="3">① 低層案</th></tr>
<tr><td>付加機能用途</td><td colspan="2">多目的ホール、スポーツ拠点施設</td></tr>
<tr><td>概要図</td><td colspan="2">
</td></tr>
<tr><td colspan="3">建物規模（想定）</td></tr>
<tr><td>建築面積</td><td colspan="2">２，１５６㎡</td></tr>
<tr><td>延床面積</td><td colspan="2">５，５３７㎡　（新庁舎４，５５７㎡　付加機能９８０㎡）</td></tr>
<tr><td colspan="3">配置条件</td></tr>
<tr><td>建物形状</td><td colspan="2">不整形</td></tr>
<tr><td>階層</td><td colspan="2">３層</td></tr>
<tr><td>駐車可能台数</td><td colspan="2">７４台程度</td></tr>
<tr><td>配置の特徴</td><td colspan="2">・１階ホールと広場と一体利用が可能である。</td></tr>
<tr><td>ホールの利便性</td><td colspan="2">・１階にあるため、利用しやすく、外部と一体利用が可能である。</td></tr>
<tr><td>駐車場の利便性</td><td colspan="2">・中高層案にくらべ駐車台数が少ない。</td></tr>
<tr><td>付加機能の拡張性</td><td colspan="2">・建築面積が大きいため拡張性は低い。</td></tr>
<tr><td>日影の影響</td><td colspan="2">小さい</td></tr>
<tr><td rowspan="6">主要機能</td><td>新庁舎</td><td>付加機能</td></tr>
<tr><td>執務室</td><td>受付</td></tr>
<tr><td>会議室、相談室</td><td>多目的ホール　座席数４６０席程度</td></tr>
<tr><td>倉庫</td><td>フィットネスジム　収容人数３０人程度</td></tr>
<tr><td>議場、議会関係諸室</td><td>更衣室</td></tr>
<tr><td>廊下、ＷＣ、その他</td><td>廊下、ＷＣ、その他</td></tr>
<tr><td>合計　４，５５７㎡</td><td>合計　９８０㎡</td></tr>
</table>

一　体　型		
② 中高層案		
付加機能用途	多目的ホール、スポーツ拠点施設	
概要図		
建物規模（想定）		
建築面積	１，７６４㎡	
延床面積	５，６８４㎡　（新庁舎４，７０４㎡　付加機能９８０㎡）	
配置条件		
建物形状	不整形	
階層	６層	
駐車可能台数	９４台程度	
配置の特徴	高層化することで、駐車スペースを多く確保できる。	
ホールの利便性	・２階にあるため移動距離が長くなるため、利用しにくい。	
駐車場の利便性	・低層案・防災拠点施設案にくらべ駐車場台数が多い。	
付加機能の拡張性	・拡張性が高い。	
日影の影響	大きい	
主要機能	新庁舎	付加機能
	執務室	受付
	会議室、相談室	多目的ホール　座席数４６０席程度
	倉庫	フィットネスジム　収容人数３０人程度
	議場、議会関係諸室	更衣室
	廊下、ＷＣ、その他	廊下、ＷＣ、その他
	合計　４，７０４㎡	合計　９８０㎡

分　棟　型	
③ 中高層案	
付加機能用途	多目的ホール、スポーツ拠点施設
概要図	
建物規模（想定）	
建築面積	７８４㎡（新庁舎）　　９８０㎡（付加機能）
延床面積	５，６８４㎡　（新庁舎４，７０４㎡　付加機能９８０㎡）
配置条件	
建物形状	不整形
階層	６層
駐車可能台数	１３１台程度
配置の特徴	・武徳館跡地にホールを設けることで、駐車スペースを多く確保できる。 ・他の案にくらべホールの規模を大きくすることができる。
ホールの利便性	・武徳館跡地にホールを設けるため、交流センターと連携が可能である。 ・1階にあるため、利用しやすく、外部と一体利用が可能である。
駐車場の利便性	・低層案・防災拠点施設案にくらべ駐車場台数が多い。
付加機能の拡張性	・拡張性が高い。
日影の影響	大きい

主要機能	新庁舎	付加機能
	執務室	受付
	会議室、相談室	多目的ホール　　座席数４６０席程度
	倉庫	フィットネスジム　収容人数３０人程度
	議場、議会関係諸室	更衣室
	廊下、ＷＣ、その他	廊下、ＷＣ、その他
	合計　４，７０４㎡	合計　９８０㎡

一　体　型		
④ 防災拠点施設案		
付加機能用途	防災拠点、消防団拠点施設、スポーツ拠点施設	
概要図		
建物規模（想定）		
建築面積	７８４㎡（新庁舎）　　７８４㎡（付加機能）	
延床面積	５，８８０㎡　（新庁舎４，７０４㎡　付加機能１，１７６㎡）	
配置条件		
建物形状	整形	
階層	６層	
駐車可能台数	７２台程度	
配置の特徴	・１階防災研修ホールと広場と一体利用が可能である。	
ホールの利便性	・１階にあるため、利用しやすく、外部と一体利用が可能である。	
駐車場の利便性	・中高層案にくらべ駐車台数が少ない。	
付加機能の拡張性	・拡張性が高い。	
日影の影響	大きい	
主要機能	新庁舎	付加機能
	執務室	防災研修ホール　座席数　２００席程度
	会議室、相談室	防災活動室　　収容人数　３０人程度
	倉庫	消防団活動室収容人数　　１２人程度
	議場、議会関係諸室	消防車車両庫
	廊下、ＷＣ、その他	備蓄・資器倉庫
		更衣室、シャワー室
		廊下、ＷＣ、その他
		フィットネスジム　収容人数　３０人程度
	合計　４，７０４㎡	合計　１，１７６㎡

（8）新庁舎及び付加機能規模の検討まとめ

①各案の比較検討

庁舎、ホールの一体型・分棟型、防災拠点施設型から建物形状、建物規模、ホール機能、駐車場台数とその特徴を案ごとに整理を行いました。

結果、建物形状は、駐車場の確保、将来機能の増設が必要となった場合、拡張性の観点から「高層案」が適切と考えられますが、住民の利便性、事務効率化の観点からは、「高層案」より「低中層案」が優れていると考えられます。以上のことから、駐車台数の確保と住民の利便性を考慮した「中高層案（４～６層程度)」が最適であると考えます。

▼各案の特性の考察

各　案	一体型		分棟型	一体型
	①　低層案	②　中高層案	③　中高層案	④　防災拠点施設案
特　性	一体型低層案の場合、他の案に比べ建築面積が大きくなるため、駐車場台数や拡張性が低くなる。	一体型中高層案の場合、低層の案に比べ建築面積が小さくため、駐車場台数が多くなる。 拡張性は、低層案より高くなる。	分棟型中高層案の場合、一体型に比べホール面積を大きくできる。 駐車場台数は、低層案より多くなる。 拡張性は、低層案より高くなる。	一体型防災拠点施設案の場合、低層の案に比べ建築面積が小さくなる。また、防災拠点施設を設けることで、起債対象範囲が増え、財政負担を減らすことができる。
階　層	３層	６層	６層	６層
想　定 建築面積	２，１５６㎡	１，７６４㎡	７８４㎡ (付加機能９８０㎡)	１，５６８㎡
拡張性	低い	普通	高い	普通
延べ床面積	５，５３７㎡ 新庁舎４，５５７㎡ 付加機能　９８０㎡	５，６８４㎡ 新庁舎４，７０４㎡ 付加機能　９８０㎡	５，６８４㎡ 新庁舎４，７０４㎡ 付加機能　９８０㎡	５，８８０㎡ 新庁舎　４，７０４㎡ 付加機能１，１７６㎡
駐車想定台数	７４台	９４台	１３１台	７２台
ホール機能	可動座席、 簡易ステージ	可動座席、 簡易ステージ	可動座席、 簡易ステージ	簡易ステージ
日影影響	小さい	大きい	大きい	大きい
建設費	普通	普通	高い	普通

②比較検討の結果

４つの案について、ゾーニングの比較検討を行った結果は、以下のとおりとなりました。

▼ゾーニング比較検討結果

一　体　型	
庁舎・付加機能併設型	
付加機能用途	防災拠点施設、消防団拠点施設、スポーツ拠点施設
概要図	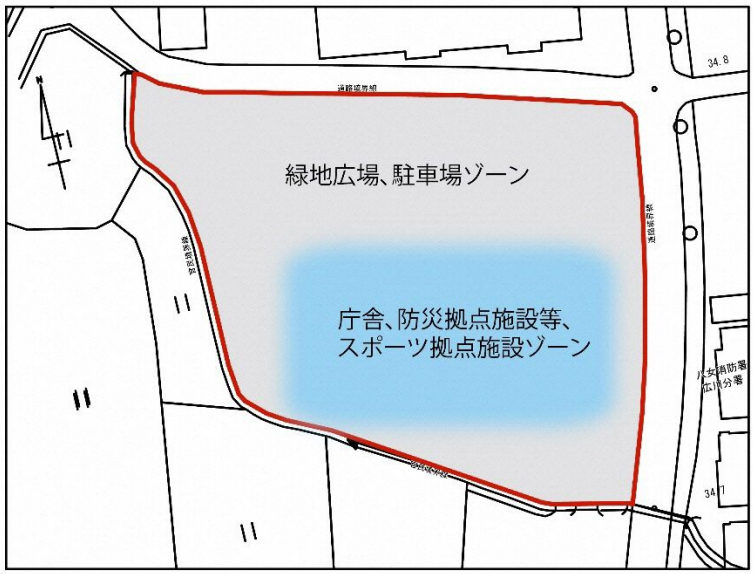
建物規模（想定）	
建築面積	駐車場とのバランスを考慮した建築面積とする。
延床面積 （内訳）	５，７００㎡程度 （庁舎４，７００㎡程度、付加機能１，０００㎡程度）
建物形状	今後の設計等により検討する。
階層	中高層階（４層程度～６層程度）
駐車場利用台数	８０台程度以上
配置の特徴	庁舎機能及び防災拠点施設等機能の利便性と災害発生時の両機能の連携を考慮する。
ホールの利便性	防災拠点施設の防災研修ホールについては、２００人程度の防災訓練・研修等を想定し、利便性の確保のためできる限り低層階へ配置する。
駐車場の利便性	建物の設計・配置によりできるだけ多くの駐車場を確保する。
付加機能の拡張性	一定の拡張性を確保する。
日影の影響	周辺への影響を十分考慮する。
主要機能	庁舎機能、防災拠点機能、消防団拠点機能、スポーツ拠点機能など
その他付加機能	来庁者の休憩スペース、血圧等の健康チェックコーナー、利便性の向上図る自動販売機、売店、ＡＴＭコーナーなどの設置を検討する。

③まとめ

■新庁舎規模について

新庁舎は、執務室環境等調査結果で算出された約４，７００㎡程度を適正規模とします。

また、八女消防署広川分署の建替えなどの拡張性、駐車場台数の確保、住民の利便性、事務効率化を考慮し、階層については、「中高層案」とします。

「中高層案」での検討に当たっては、窓口機能の利便性や執務環境等への影響などを考慮しながら、具体的に決定していく必要性があります。

■文化ホール及び防災拠点施設の規模について

ホールについては、町に文化ホールが無く武徳館においてこれまで実施されてきた文化的事業の代替施設の観点や町民ニーズ等の観点から、庁舎と一体的に整備する「一体型」と庁舎とは別に整備する「分棟型」についての検討を行いました。

「一体型」については、ホール使用時の駐車場を含む混雑の問題、「分棟型」については、建設候補地周辺の敷地に余裕がないという問題があるため、文化ホールの建設については、今回の計画では見送り、庁舎建設以降に必要性を含め、十分に検討を行っていく必要があると考えます。

一方、「地域防災拠点施設」と「消防団拠点施設」を庁舎に併設する「防災拠点施設案」については、財政負担が軽減される「緊急防災・減災事業」の活用が可能となります。

地域防災拠点施設等については災害発生時の災害活動の拠点となり、通常時には住民、消防団、自主防災組織等の研修や訓練が行えるようなホールスペースを整備することができるため、災害発生時の庁舎等との連携を考慮すると「防災拠点施設」での整備のほうが望ましいと考えます。なお、ホール規模については、消防団員２００名の収容を想定し３００㎡程度が適切な規模とし、他諸室を含め１，０００㎡程度を適正規模とします。また、講演会、研修及び訓練等で使用可能な設備機器を導入します。

■フィットネス規模について

フィットネス機能は、武徳館解体に伴い、武徳館２階で行っていたトレーニングマシーンを使った事業等が行えなくなり、健康増進機能が失われるため、新たにスポーツ活動拠点施設の移転先として今回の庁舎建設に合わせて整備を行います。

フィットネスジムは武徳館２階トレーニングスペースと同等の面積で『１００㎡程度』が適正な規模と考えます。また、フィットネスジムを中心にスポーツ活動の拠点となるように、他諸室等とのレイアウトを十分に検討する必要があります。

8. 事業手法等

（1）事業手法

新庁舎建設の事業手法として、①従来方式、②ＤＢ方式、③ＤＢＯ方式、④ＰＦＩ方式、⑤リース方式について、①と④の定量的比較及び①②③④⑤の定性的比較を行いました。

定量的な比較としては、簡易な定量評価（※１）を実施した結果、現在価値化によるＶＦＭの値（※２）は、一体型の場合－１３．７％、分棟型の場合－１３．３％、一体型防災拠点施設案の場合－２３．９％となり、ＰＦＩ方式を採用する場合に削減効果が期待できるとは言えない結果となりました。

▼簡易 VFM の結果（一体型）

一体型の場合	A：従来方式（千円）	B：PFI 方式（千円）	A と B の差額（千円）	現在価値の VFM（%）
現在価値化後の数値	2,060,166	2,342,324	－282,158	－13．7%

▼簡易 VFM の結果（分棟型）

分棟型の場合	A：従来方式（千円）	B：PFI 方式（千円）	A と B の差額（千円）	現在価値の VFM（%）
現在価値化後の数値	2,094,266	2,373,585	－279,319	－13．3%

▼簡易 VFM の結果（一体型防災拠点施設案）

一体型防災拠点施設案の場合	A：従来方式（千円）	B：PFI 方式（千円）	A と B の差額（千円）	現在価値の VFM（%）
現在価値化後の数値	1,854,544	2,298,246	－443,702	－23．9%

定性的な評価として、それぞれの事業手法において比較を行いました。

上記や次ページ以降の比較・検討を踏まえ、②ＤＢ方式については、導入実績がなくノウハウを持っていないため、要求水準書等の作成業務等のためのアドバイザリー業務等を別途契約する必要があり、事業者選定までの期間が従来方式に比べ長くなる可能性があり、設計施工による工期短縮を考慮しても新庁舎の完成が延びる可能性があること、③ＤＢＯ方式については、導入可能性調査や要求水準等の作成業務のためのアドバイザリー業務等を別途契約する必要があり、事業所選定までの期間が従来方式に比べＤＢ方式よりもさらに延びる可能性があること、④ＰＦＩ方式については、起債金利と比較して高額となる金利分の負担増加や国からの交付税措置が受けられないことよりＰＦＩ方式を採用する場合に削減効果が期待できるとは言えないこと、⑤リース方式については、リース期間を想定した仕様等になる可能性があり、長期のリースが難しく年度の費用負担が高額で国からの交付税措置が受けられないことから、整備方針を次のとおりとします。

各事業手法の比較検討の結果、**『従来方式』を採用**します。
①従来方式については、これまで蓄積してきたノウハウが十分であることや仕様発注となり町の意向を十分に反映できるメリットがあります。また、庁舎建設の整備期間を最も短くすることが可能であるため、最も適切な事業手法と考えられます。

※１「簡易な定量評価」とは

「多様なＰＰＰ/ＰＦＩ手法導入を優先的に検討するための指針」が民間資金等活用事業推進会議において決定されたことを踏まえ、平成２８年度末までに当該指針に基づく優先的検討規程を策定すること等を各省各庁、地方公共団体に対して要請されました。

優先的検討規程の策定要件は以下の通りです。

①人口２０万人以上の地方公共団体においては、当該指針を踏まえ、平成２８年度末までに優先的検討規程を定めること。
②その他の地方公共団体においては、当該指針を踏まえ、必要に応じて、同様の取組を行うよう求める。
※「地方公共団体に対する内閣府・総務省通知（平成２７年１２月１７日付府政経シ第８８６号総行地第１５４号)」より

②に該当する本町においても、通知の趣旨に則ることとし、本計画における定量的評価は、上記の指針に関連して公表されている「ＰＰＰ/ＰＦＩ手法導入優先的検討規程策定の手引（平成２８年３月)」における、簡易な定量評価を行うための計算表を活用して実施しました。

【参照】内閣府 民間資金等活用事業推進室ホームページ
http://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/shishin_index.html

※２「現在価値化によるＶＦＭの値」とは

ＰＦＩ手法における、ＶＦＭ（Value For Money）とは、公共が自ら実施する場合（従来方式）の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値とＰＦＩ事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値を比較したものです。

国がＰＦＩ事業を実施する上での実務上の指針の一つとして公表している「ＶＦＭ（Value For Money）に関するガイドライン」（内閣府民間資金等活用事業推進室）」において、ＶＦＭは、現在価値で比較することが定められています。現在価値は、割引率という変数を使用して、決められた計算式を用い、将来の価値を現在の価値に換算することをいいます。

▼事業手法の比較表

	①従来方式	②ＤＢ方式 (Design Build)	③ＤＢＯ方式 (Design Build Operate)
概　　要	・ 通常の公共事業の実施手法。 ・ 設計、建設について、公共が、それぞれの仕様書等に基づき、個別に発注する手法。 ・ 維持管理に関しては、別途業務ごとの契約（通常、単年度契約）が必要。	・ 設計・施工一括発注手法。 ・ 民間事業者に設計・建設を一体的に委ね、施設の所有・資金調達は公共が行う手法。 ・ 維持管理に関しては、別途業務ごとの契約（通常、単年度契約）が必要。	・ 民間事業者に設計・建設・維持管理を一体的に委ね、施設の所有・資金調達は公共が行う手法。 ・ ＰＦＩ的手法として位置づけられている。
契約形態	①設計契約 ②建設工事請負契約 ③維持管理・運営委託契約（分割・単年）	① 建設工事請負契約（設計施工） ＜維持管理運営は別途発注＞	①建設工事請負契約（設計施工） ②維持管理運営包括委託契約（長期）
発注形態	仕様発注	性能発注	性能発注
メリット	・ 設計、建設、維持管理の全てに公共に主導権があるため、公共の意向を十分に反映しやすい。 ・ 公共自体に推進ノウハウが蓄積されている。 ・ 公共調達の低金利での資金調達が可能。 ・ 交付税措置を受けられる。	・ 設計・施工を一括発注するため民間ノウハウの発揮の余地が大きいことから、品質向上やコスト削減等が期待できる。 ・ 設計と施工の事業者が同一であり、問題が生じた時の責任の所在が明確。 ・ 公共調達の低金利での資金調達が可能。 ・ 交付税措置を受けられる。	・ 設計・施工を一括発注するため民間ノウハウの発揮の余地が大きいことから、品質向上やコスト削減等が期待できる。 ・ 設計、施工、維持管理の事業者が同一であり、責任の所在が明確。 ・ 長期一括発注により契約事務量が低減。 ・ 公共が低金利での資金調達が可能。 ・ 交付税措置を受けられる。
デメリット	・ 設計、建設、維持管理が全て分離発注のため維持管理を考慮した施設整備が難しい。 ・ 仕様発注かつ分離発注となるため、民間ノウハウの発揮の余地が限定的となりがち。 ・ リスクの多くを公共が負担。 ・ 維持管理に関しては、別途業務ごとに契約が必要となり、事務が煩雑となる。	・ 設計・建設と維持管理が分離発注のため維持管理や運営を考慮した施設整備が難しい。 ・ リスクの多くを公共が負担。 ・ 維持管理に関しては、別途業務ごとに契約が必要となり、事務が煩雑となる。 ・ ＤＢ方式の実績がない場合、要求水準書作成業務等のためのアドバイザリー業務等を別途契約する必要がある。	・ 契約手続き等にノウハウが必要。 ・ 民間事業者募集選定に一定の期間を見込む必要がある。 ・ 事業手法としての明確な法律がない。 ・ 導入可能性調査や要求水準書作成業務等のためのアドバイザリー業務等を別途契約する必要がある。
本事業における評価	○	△	×

▼事業手法の比較表

	④ＰＦＩ方式 (Private Finance Initiative 方式)	⑤リース方式
概　　要	・ 新規の施設整備を伴う事業が対象。 ・ PFI 法に基づいて、民間事業者に資金調達・設計・建設・維持管理を一体的に委ねる手法。 ・ 施設の完成時に所有権を移転し、施設の所有は公共となる。 ※類型として、契約終了時に所有権を移転するＢＯＴ型もあるが、収益性のない施設である庁舎にはなじまない。	・ 民間が設計・建設・維持管理する施設を、公共が借り受けて使用する手法。 ・ 施設の所有権は民間事業者が有し、公共は事業者にリース料金を支払う。 ・ 契約期間満了後の施設の取り扱い(公共への譲渡、取り壊し等)については、公共と民間事業者の契約による。
契約形態	①PFI 事業契約	①リース契約 ＜維持管理運営は別途発注。ただし、建物管理は施設所有者が実施する。＞
発注形態	性能発注	性能発注
メ　リ　ッ　ト	・ 設計・施工を一括発注するため民間ノウハウの発揮の余地が大きいことから、品質向上やコスト削減等が期待できる。 ・ 長期一括発注により公共の事務量が低減。 ・ 財政支出の平準化が可能。	・ 施設整備が民間事業として実施されるため、民間ノウハウの発揮の余地が大きい。 ・ 財政支出の平準化が可能(賃貸借契約による支払い)。
デ　メ　リ　ッ　ト	・ ある程度の事業規模が必要。 ・ 民間調達のため資金調達の金利が高い。 ・ PFI 法に基づく手続きや契約手続き等にノウハウが必要。 ・ PFI 法に基づく手続きに一定の期間が必要。 ・ 交付税措置が受けられない可能性がある。 ・ 導入可能性調査や要求水準書作成業務等のためのアドバイザリー業務等を別途契約する必要がある。	・ 事業者が限定的であるため競争環境の確保が課題。 ・ 公共の支出総額は必ずしも軽減されない。 ・ 事業手法としての明確な法律がない。 ・ 施設の所有権が民間事業者にある。 ・ 基本的に、契約上のリース期間程度を供用期間と想定した仕様や維持管理となる。 ・ 交付税措置が受けられない。
本事業における評　　価	×	×

（2）設計者の選定手法

設計者の選定手法には、一般的に①競争入札方式、②プロポーザル方式、③コンペ方式があり、各手法の概要やメリット・デメリットについて比較しました。

▼設計者の選定手法の比較

	①競争入札方式	②プロポーザル方式	③コンペ方式
概　　要	・ 提示する条件（仕様書）に対し、設計料の入札を行い、**一番安価な業者を選定**する方式	・ 課題に対する提案や業務実施方針、類似業務実績などを評価し、**最も優れた「設計者」を選定**する方式	・ ２人以上の競技者による設計案（設計図書）を評価し、**最も優れた「設計案」を選定**する方式
メリット	・ 多くの公共工事において一般的に採用されている。 ・ 手続きが容易で、公平性、透明性、機会均等性がある。	・ 「設計者」を選定しているので、町や町民の意見を踏まえて設計を進めることができる。	・ 設計者選定時には概ね設計を固めることができる。
デメリット	・ 十分な能力や経験のない設計者が安価で落札する場合も想定され、必ずしも発注者の要求する性能・品質の建築物に結びつかないおそれがある。	・ 評価方法や評価基準を明確にする必要がある。	・ 設計競技準備、競技者による設計案の作成、選定の各段階にそれぞれ時間を要する。 ・ 「設計案」を選定しているので、その後の設計案の大幅な変更は困難である。
本事業における評価	△	○	×

①競争入札方式については、多くの公共工事において採用されており、手続きが容易で公平性、透明性、機会均等性があるが、十分な能力や経験のない設計者が安価で落札する場合も想定され、必ずしも発注者の要求する性能・品質の建築物に結びつかないおそれがあること、③コンペ方式については、設計選定時に設計案を選定するため設計競技準備や競技者による設計案の作成等設計者の負担が増えるため、参加を躊躇する可能性があることや選定後の大幅な設計の変更が困難であることから、設計者の選定手法は次のとおりとします。

各設計者の選定手法の比較検討の結果、**『プロポーザル方式』**を**採用**します。

今回の事業は庁舎と防災拠点施設等との複合施設の整備を行うため、それらの連携に対する課題などのテーマを工夫することで、設計者のノウハウ、アイデアが反映できるとともに、設計対象に対する発想や解決方法等の技術提案を評価し、最も優れた設計者に発注することが可能となります。発注者である町との連携も柔軟に対応でき、町や町民の意見を踏まえ設計を進めることが可能となることから最も適切な選定方法と考えられます。

9. 整備スケジュール

（1）概要

本事業は、市町村役場機能緊急保全事業、緊急防災・減災事業を活用するため、平成３２年度中に新庁舎を完成させる必要があります。そのため、基本計画の策定後、設計者の選定を進め、平成３１年度末の工事着手を目指し、平成３２年度３月の新庁舎完成を目標にします。但し、本事業は、整備期間が短いため、事業年度において市町村役場機能緊急保全事業、緊急防災・減災事業の繰越が可能であれば、スケジュールについては今後変わる可能性があります。

（2）事業手法ごとの検討

従来方式、設計施工一括発注（ＤＢ）、ＤＢＯ・ＰＦＩ方式の整備スケジュールの比較を行いました。

ＤＢ方式の場合、従来方式に比べ準備、設計・施工者の選定の期間が長くなり、設計施工による工期短縮を考慮しても、新庁舎の完成が３～４ヶ月程度延びる可能性があります。

ＤＢＯ・ＰＦＩ方式は、他の方式に比べ、導入可能性調査、アドバイザリー業務が必要になるため、準備期間に２４ヶ月程度必要となり、従来方式に比べ１年程度延びる可能性があります。

各事業手法の工期は、下記のように考えられます。

短い → 長い

工期順位：従来方式 ＜ＤＢ方式＜ＤＢＯ・ＰＦＩ方式

（3）整備手法ごとの検討

基本計画の検討段階において、一体型低層案・一体型中高層案・分棟型中高層案・一体型防災拠点施設案の各整備手法ごとに建設スケジュールを検討しました。

●一体型低層案

既存庁舎解体後にホール建設を行う必要があるため、一体型中高層案に比べ工期が長くなります。

●一体型中高層案、一体型防災拠点施設案

一体型低層案に比べ既存庁舎の解体前に建設が可能なため、工期短縮が可能となります。

●分棟型中高層案

武徳館の敷地にホールを建設する予定ですが、武徳館については、解体後資材置き場・駐車場等の建設用地の確保等の問題から解体を行い、庁舎建設中においては更地として利用するため、新庁舎完成後にホール建設を行う想定としております。

各整備手法の工期は、下記のように考えられます。

短い → 長い

工期順位：一体型中高層案、一体型防災拠点施設案 ＜一体型低層案＜分棟型中高層案

（4）工事ステップイメージ

【一体型 防災拠点施設案（採用）】

・一体型防災拠点施設案は、一体型低層案に比べ既存庁舎の解体前に建設が可能なため、工期短縮が可能となります。

▼工事ステップイメージ

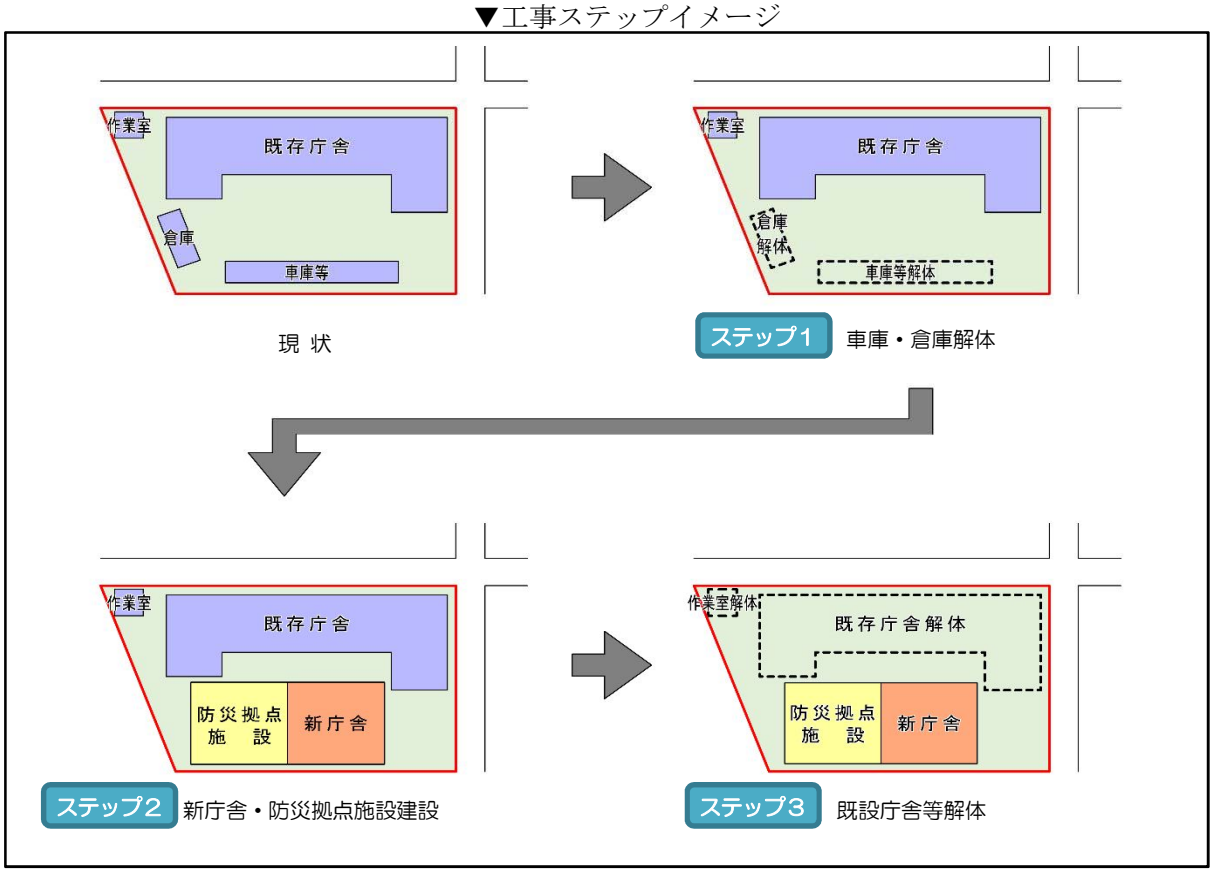

▼整備スケジュール

従来方式を採用

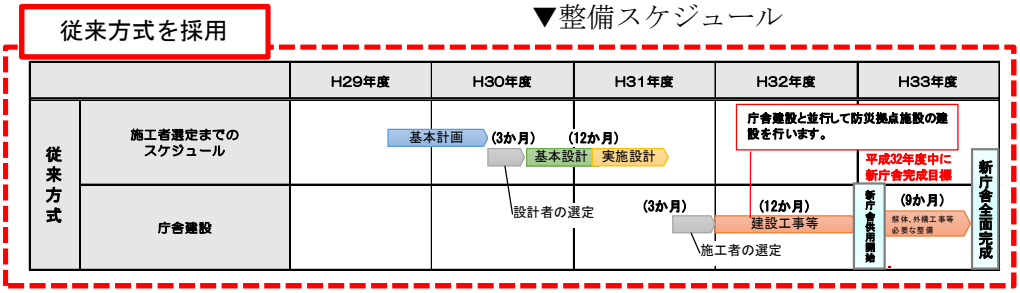

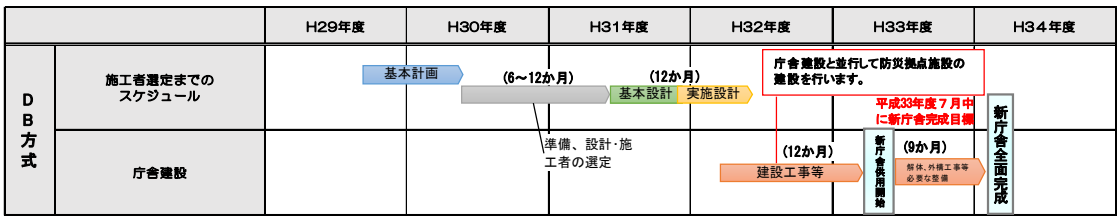

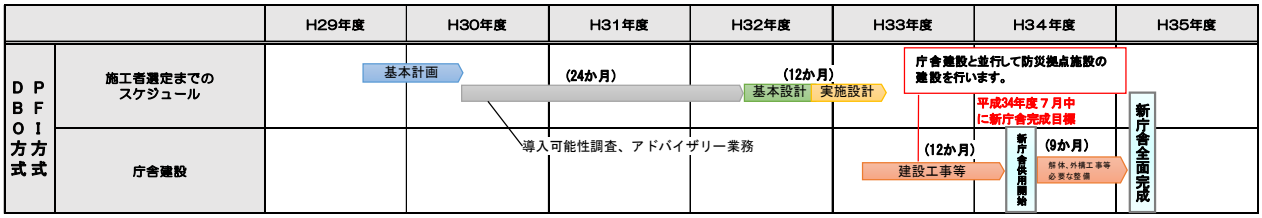

【一体型 低層案（参考）】

・一体型低層案は、既存庁舎解体後、ホール建設を行う必要があるため、一体型中高層案に比べ工期が長くなります。

▼工事ステップイメージ

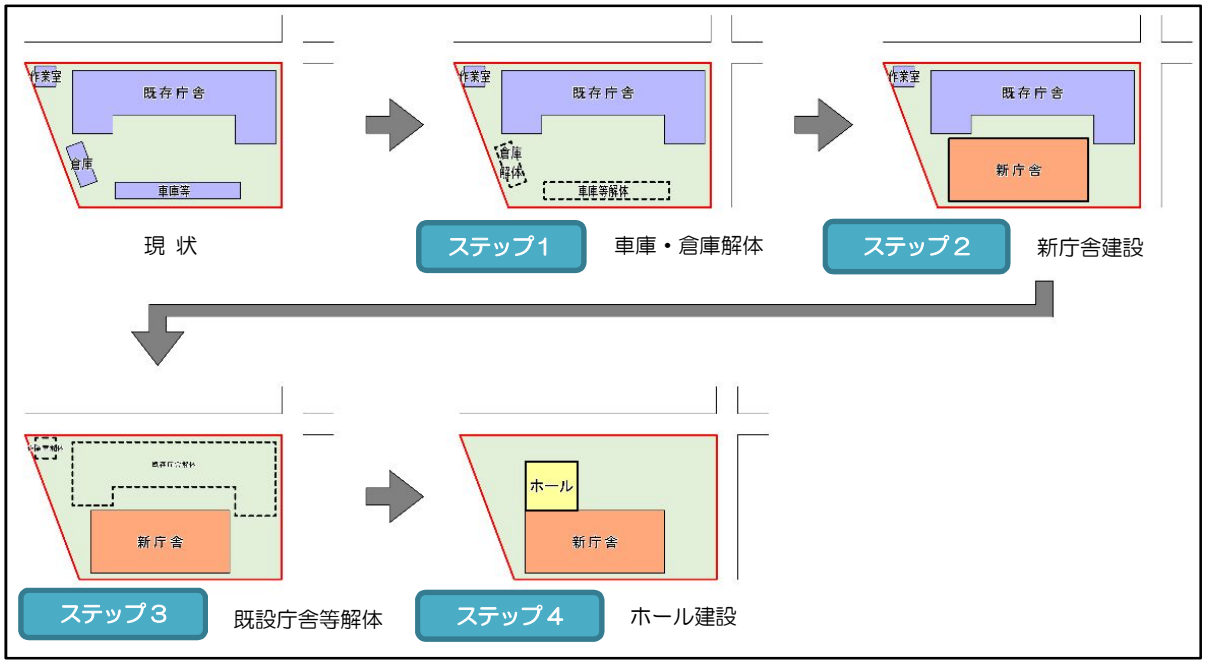

▼整備スケジュール

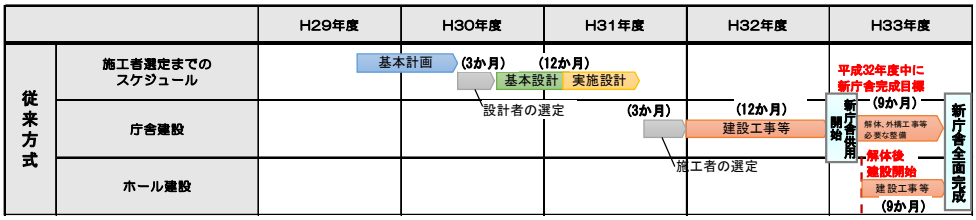

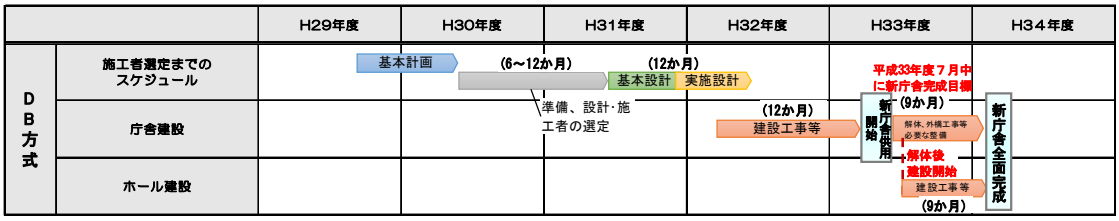

【一体型 中高層案（参考）】

・一体型中高層案は、一体型低層案に比べ既存庁舎の解体前に建設が可能なため、工期短縮が可能となります。

▼工事ステップイメージ

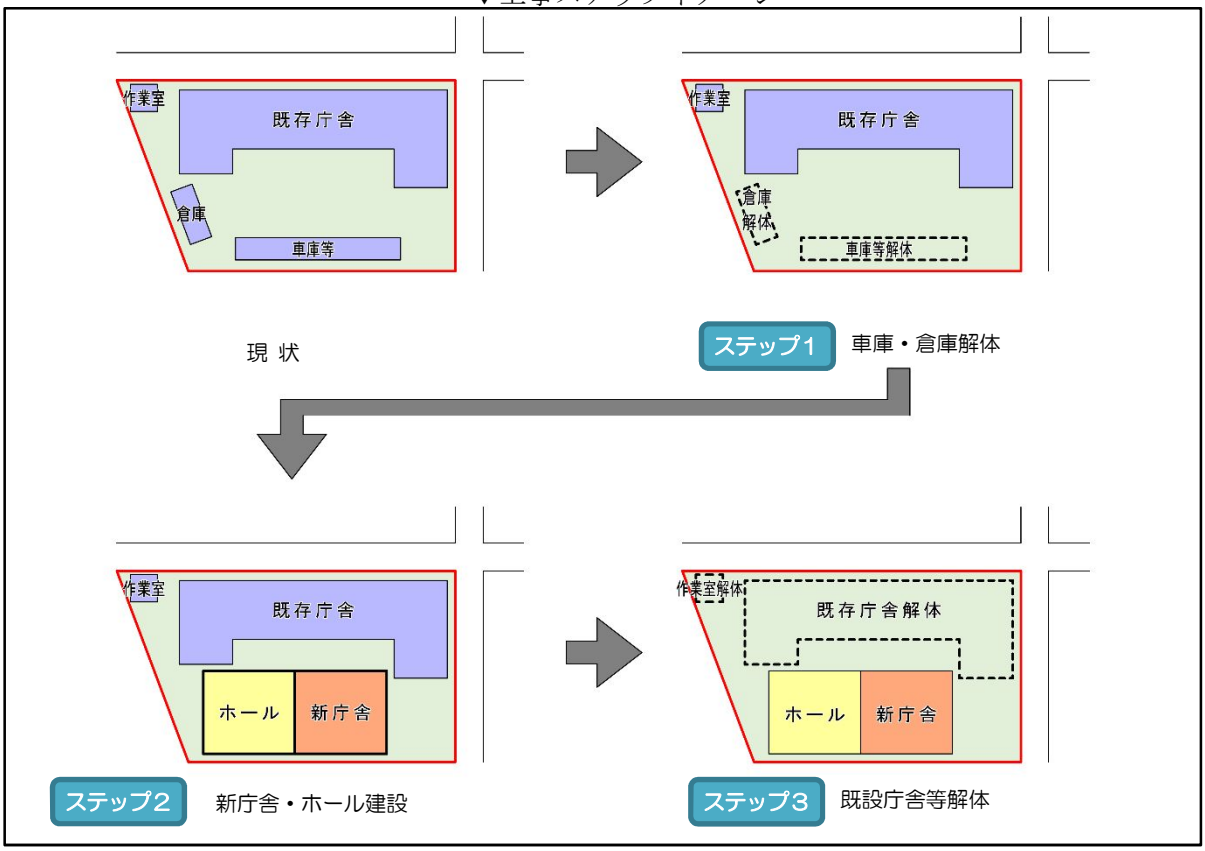

▼整備スケジュール

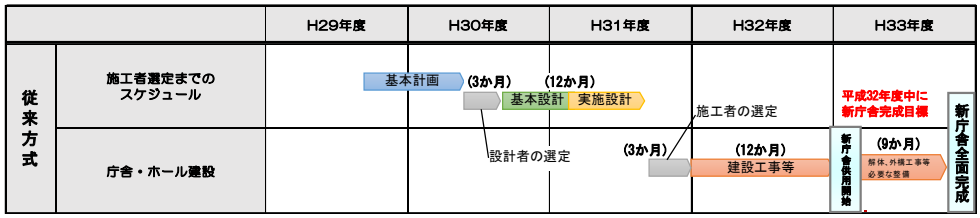

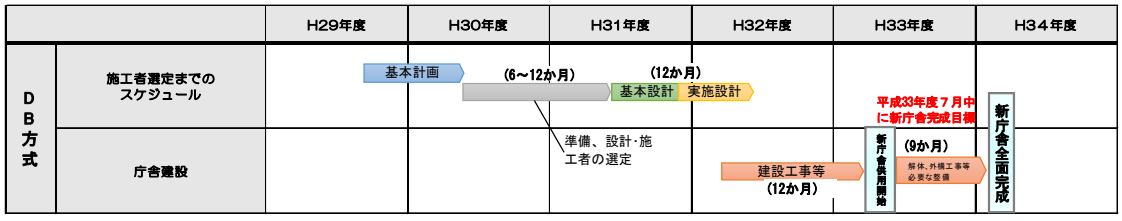

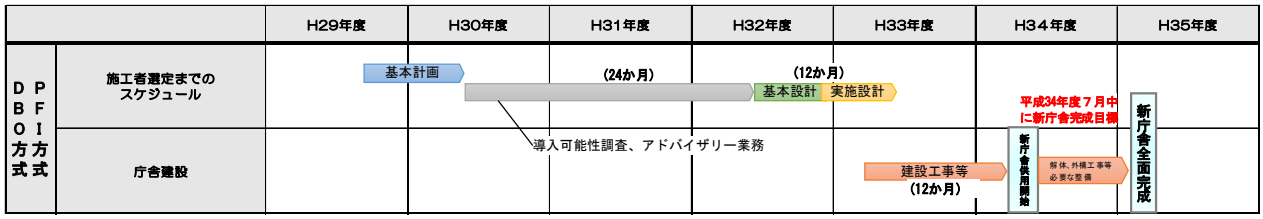

【分棟型 中高層案（参考）】

・分棟型中高層案は、武徳館の敷地にホールを建設する予定ですが、武徳館については、解体後資材置き場・駐車場等の建設用地の確保等の問題から解体を行い、庁舎建設中においては更地として利用するため、新庁舎完成後にホール建設を行う想定としております。

▼工事ステップイメージ

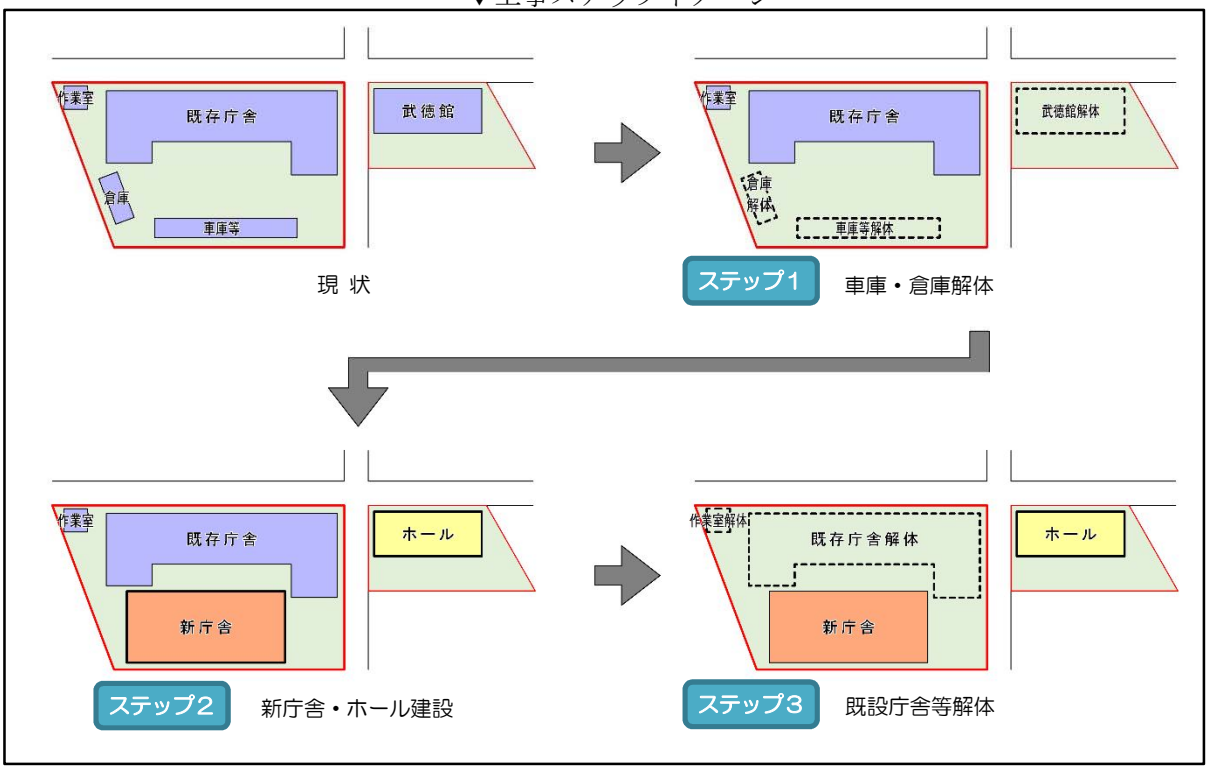

▼整備スケジュール

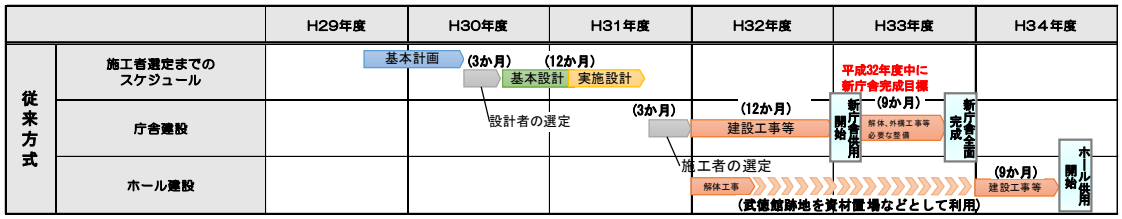

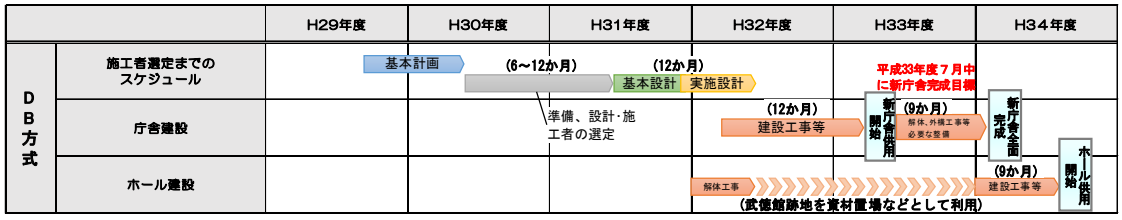

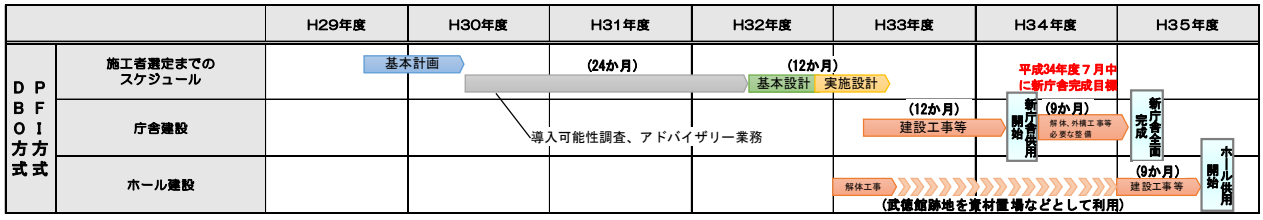

10. 財政計画

（1）事業費

概算事業費の算出については、最近の他自治体の事例などを参考として、現段階での新庁舎建設事業の概算事業費を試算しています。

庁舎本体建設工事費については、最近の他自治体における１㎡あたりの概算工事費に対し、一般社団法人建設物価調査会が公表している「建築指数」による時点修正を考慮した数値を掛け合わせ、平均値を算出した結果、１㎡あたりの平均建設工事費は３９．３万円であり、想定建設工事単価を４０万円に設定します。

新庁舎建設工事費（付加機能なし）
４，７００㎡程度×４０万円＝**約１９億円**

付加機能建設工事費
１，０００㎡程度×４０万円＝**約４．０億円**

※事業費及び財源内訳については、確定したものではなく今後変更となる場合があるため、億単位又は1千万単位で端数処理を行っています。

▼概算事業費

項　目	防災拠点施設案	文化ホール案 （参考）
庁舎本体建設工事費	約１９．０億円	約１９．０億円
付加機能建設工事費	約４．０億円	約４．０億円
付加機能設備費	約０．１億円	約１．８億円
その他工事費 （解体、外構、駐車場、公用車車庫）	約１．７億円	約２．０億円
その他経費 （備品購入費、引越費、設計監理費）	約３．０億円	約３．０億円
合　計（税込み）	**約２８億円**	**約３０億円**

▼付加機能の設備費内訳

項　目	防災拠点施設案	文化ホール案 （参考）
移動観覧席	－	約１．３億円
音響設備	－	一般音響設備は、建設工事費に含む
舞台吊物設備	－	約０．４億円
可動ステージ	約０．１億円	約０．１億円
合計	**約０．１億円**	**約１．８億円**

▼他市町新庁舎建設本体工事費単価

		高知県 A町	福島県 B市	鹿児島県 C町	栃木県 D市	栃木県 E市
竣工年度		H２５年度	H２６年度	H２６年度	H２７年度	H２７年度
新庁舎	構造	鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造
	階数	地上３階	地上４階	地上３階	地上４階	地上４階 地下１階
	延床面積（㎡）	6,100	7,690	6,600	11,200	10,000
建設工事費　（千円・㎡）		2,159,550	3,800,000	1,700,000	3,600,000	5,207,186
建設単価　（千円・㎡）		354	494	258	321	521
建設工事費デフレーター	補正値 (2017.12)	106.6	102.4	102.4	102.3	102.3
	補正後	377	506	264	329	533

		岩手県 F町	岐阜県 G町	秋田県 H市	愛知県 I町	平均値
竣工年度		H２７年度	H２７年度	H２７年度	H２８年度	
新庁舎	構造	鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	
	階数	地上３階	地上５階	地上４階	地上４階	
	延床面積（㎡）	6,650	7,083	9,219	9,100	
建設工事費　（千円・㎡）		2,186,844	2,388,480	3,913,350	3,642,000	3,177,490
建設単価　（千円・㎡）		329	337	424	400	382
建設工事費デフレーター	補正値 (2017.12)	102.3	102.3	102.3	103.5	
	補正後	336	345	434	414	393

（2）財源など

本事業は、『市町村役場機能緊急保全事業※1』、『緊急防災・減災事業※2』の制度を活用し、事業費の町の財政負担を軽減し、計画的に事業を進めてまいります。

また、防災拠点施設として、建設を行う場合『緊急防災・減災事業※』の起債対象が文化ホール案に比べ増えることで実質負担金額を抑えることができます。

※１　市町村役場機能緊急保全事業とは、庁舎の耐震化が未実施の市町村において、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため平成２９年度に創設された制度で、昭和５６年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業を対象として、起債の充当率が９０％以内、起債対象経費の７５％を上限として充当した起債の元利償還金の３０％が交付税として措置される制度。

※２　緊急防災･減災事業とは、地方自治体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるように災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備など緊急防災・減災事業を行うための制度で他の事業債と比較して財源的に非常に有利な制度。

本起債の対象範囲は、確定したものではなく想定とし算出しています。今後詳細な検討が必要となります。

▼財源の内訳

項　目		金　額	交付税措置額	実質負担金額
市町村役場機能緊急保全事業※1	地方債	約１０億円	約２．７億円	約７．３億円
	基金	約２．０億円		約２．０億円
緊急防災・減災事業※2	地方債	約４．０億円	約２．８億円	約１．２億円
一般単独事業	地方債	約２．０億円		約２．０億円
	基金	約１０億円		約１０億円
合　計（税込み）		約２８億円	**約５．５億円**	**約２２．５億円**

項　目		金　額	交付税措置額	実質負担金額
市町村役場機能緊急保全事業※1	地方債	約１０億円	約２．７億円	約７．３億円
	基金	約２．０億円		約２．０億円
緊急防災・減災事業※2	地方債	約１．０億円	約０．７億円	約０．３億円
一般単独事業	地方債	約７．０億円		約７．０億円
	基金	約１０億円		約１０億円
合　計（税込み）		約３０億円	**約３．４億円**	**約２６．６億円**

（3）建設・維持管理コストの低減方策

新庁舎建設にあたり具体的低減の方策は以下のとおりします。

①建設費の低減

建物の形状、構造体、免震性能、設備・電気機器の性能などを基本設計において、品質・コストなど、仕様の比較検討を行い適切な仕様を選定し建設コストの低減を行います。

②新庁舎の維持管理コストの算出

以下の維持管理コストは、保全に掛かる時期及び費用の算出を行い、中長期のピーク時に掛かる概算コストを示しまた。

単位：千円

経過年数		1～10年間	11～20年間	21～30年間	31～40年間	41～50年間	51～60年間	61～65年間	ライフサイクルコスト総合計
運用管理コスト		14,636	15,358	15,708	15,590	15,590	15,590	7,795	270,472
更新・修繕費	建築	8,855	21,230	47,115	64,935	19,275	8,795	0	170,205
	電気	33,845	112,450	203,595	105,470	109,720	33,905	4,585	603,570
	機械	112,850	252,095	279,190	225,015	216,845	129,645	18,005	1,233,645
ライフサイクルコスト年度別合計		170,186	401,133	545,608	411,010	361,430	187,935	30,385	2,107,687

▼維持管理費の算出結果

６５年間のライフサイクルコスト※ 総工事費　約２１億円

※ライフサイクルコストとは、生涯費用といい、建築物の企画・設計、建設、運用管理及び解体再利用までの建物の生涯かかる全期間の費用をいいます。

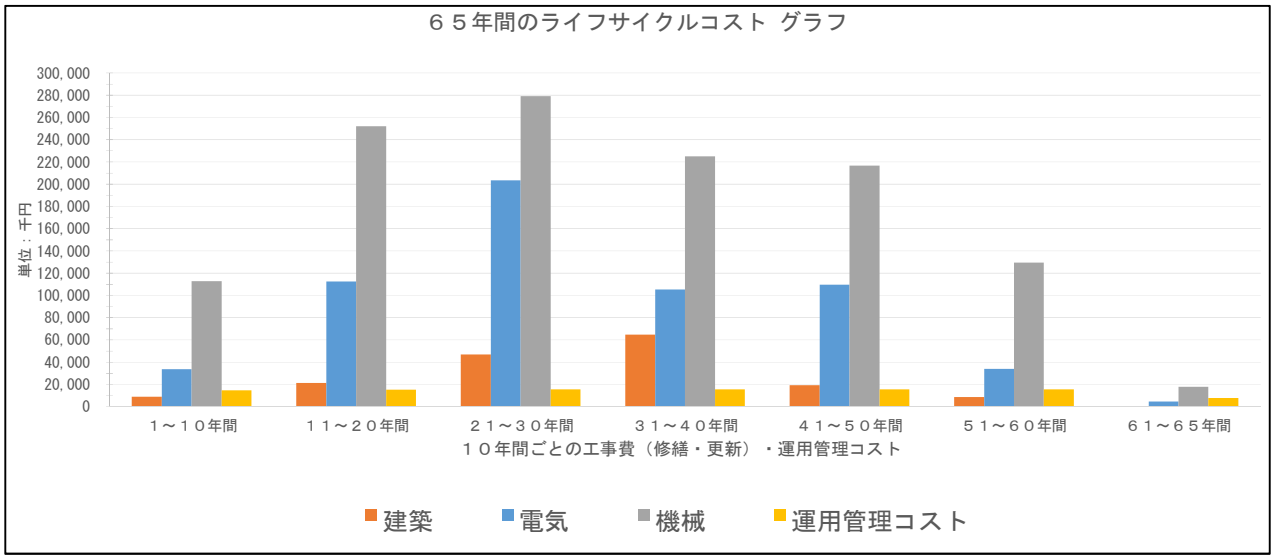

③維持管理コストの低減

長期にわたる維持管理コストを低減させるには、計画的な保全を行うことが維持管理の上とても重要となります。

新庁舎建設にあたり修繕・更新等に配慮し、高耐久・高品質のものや、修繕・更新等が容易に行える仕様などを選定することが維持管理コストの低減につながります。

資　　料

目　　次

1. 各ゾーニング検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料-　1

2. 来庁者アンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・　資料-　5

3. ライフサイクルコストについて・・・・・・・・・・・・・・　資料-　7

4. 広川町庁舎建設委員会設置条例・・・・・・・・・・・・・・　資料-１０

5. 広川町庁舎建設委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・　資料-１１

6. 広川町庁舎建設委員会会議・・・・・・・・・・・・・・・・　資料-１２

7. 広川町庁舎建設検討会議要綱・・・・・・・・・・・・・・・　資料-１３

8. 広川町庁舎建設作業部会設置要綱・・・・・・・・・・・・　資料-１４

9. 広川町公共施設複合化等検討プロジェクトチーム設置要綱　資料-１５

ゾーニング検討

一体型低層案　配置図　Ｓ＝１／６００

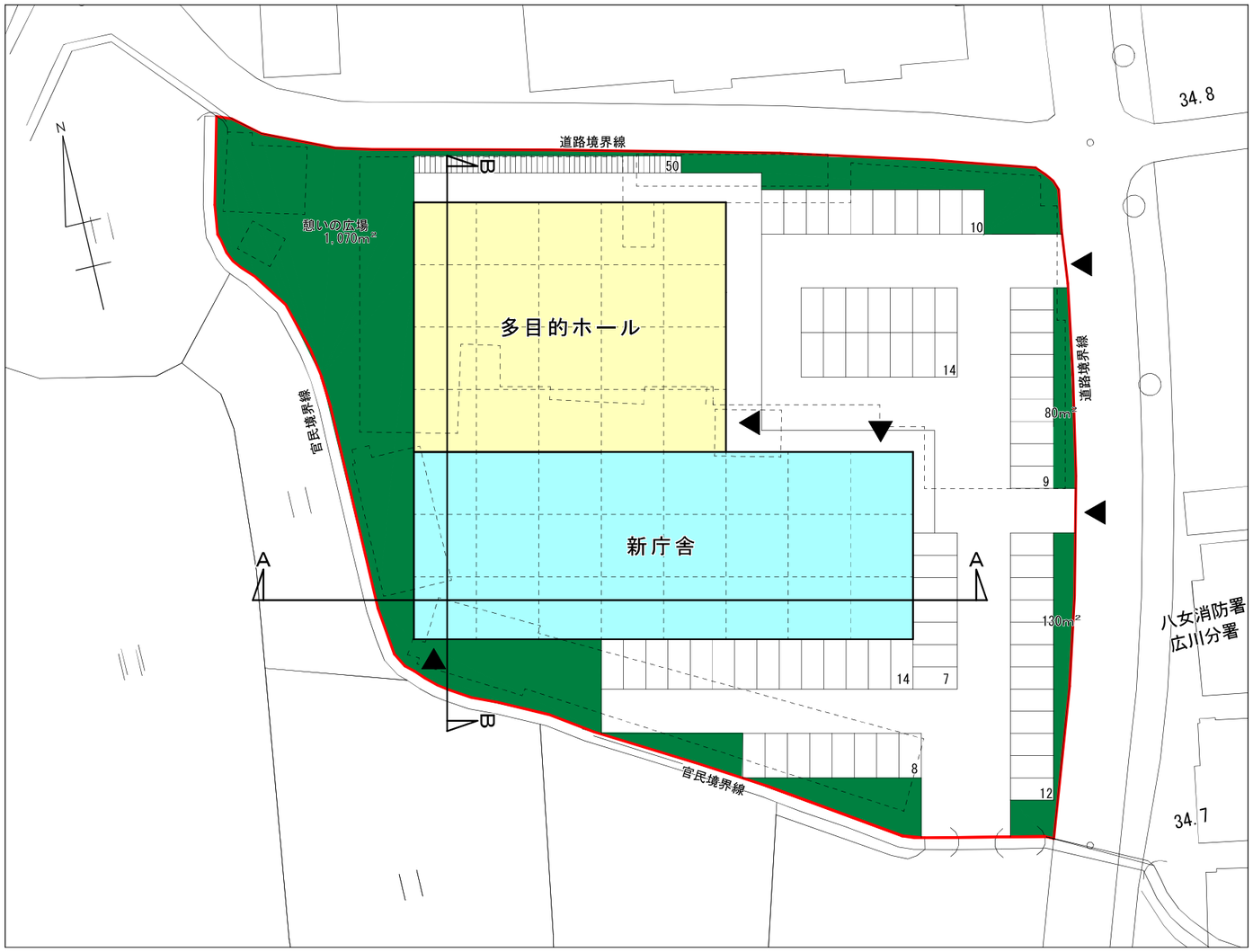

断面図　Ｓ＝１／８００

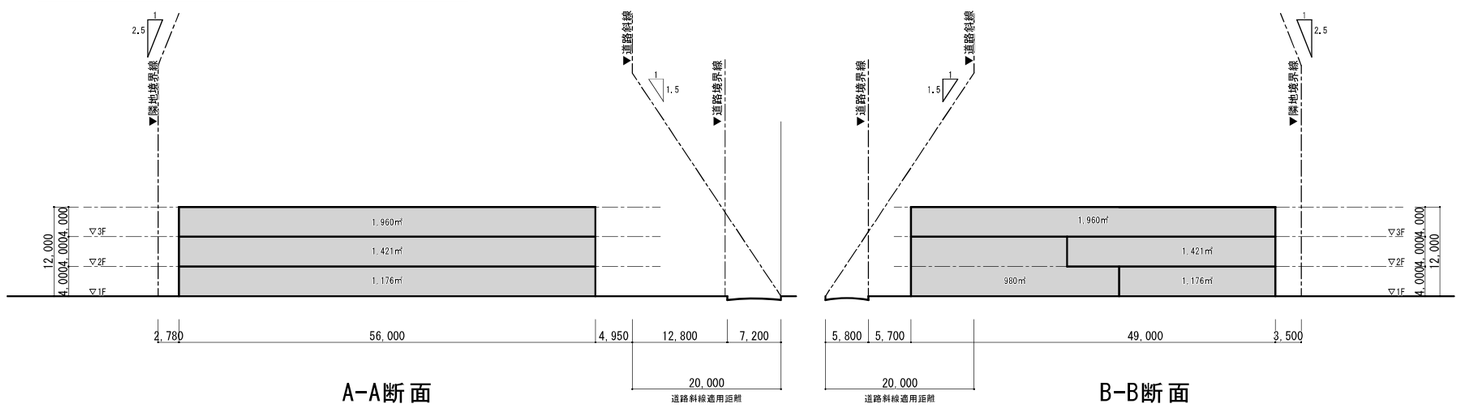

A-A断面　　B-B断面

各階平面図　Ｓ＝１／８００

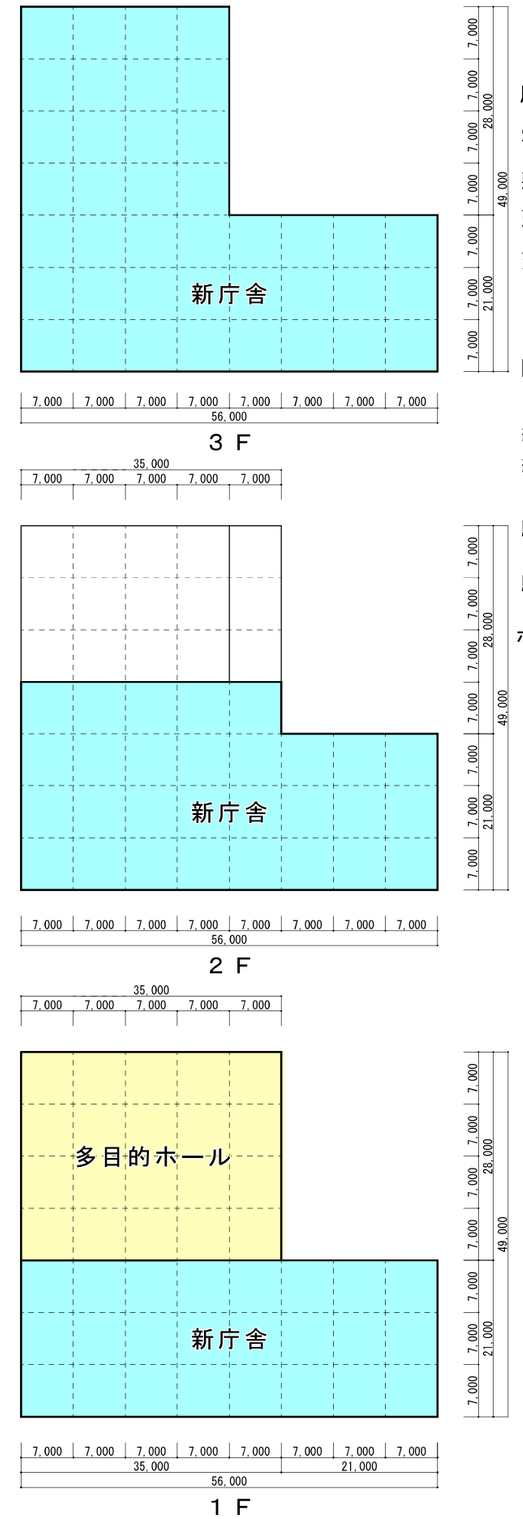

用途地域：非線引き都市計画区域

容積率／建ペイ率：２００％／７０％

敷地面積：５，６９４㎡

建築面積：２，１５６㎡（建ペイ率３９．２％）

延床面積：５，５３７㎡（容積率９７．２％）

庁舎　　：４，５５７㎡

付加機能：　　９８０㎡

階数：地上３階

緑化面積：１，２８０㎡（緑化率　２２．４％）

緑化必要面積：１７１㎡（敷地面積Ｘ３％）

駐車場台数	計７４台
駐輪場台数	計５０台想定
ホール座席数	４６０席

ゾーニング検討

一体型中高層案　配置図　Ｓ＝１／６００

各階平面図　Ｓ＝１／８００

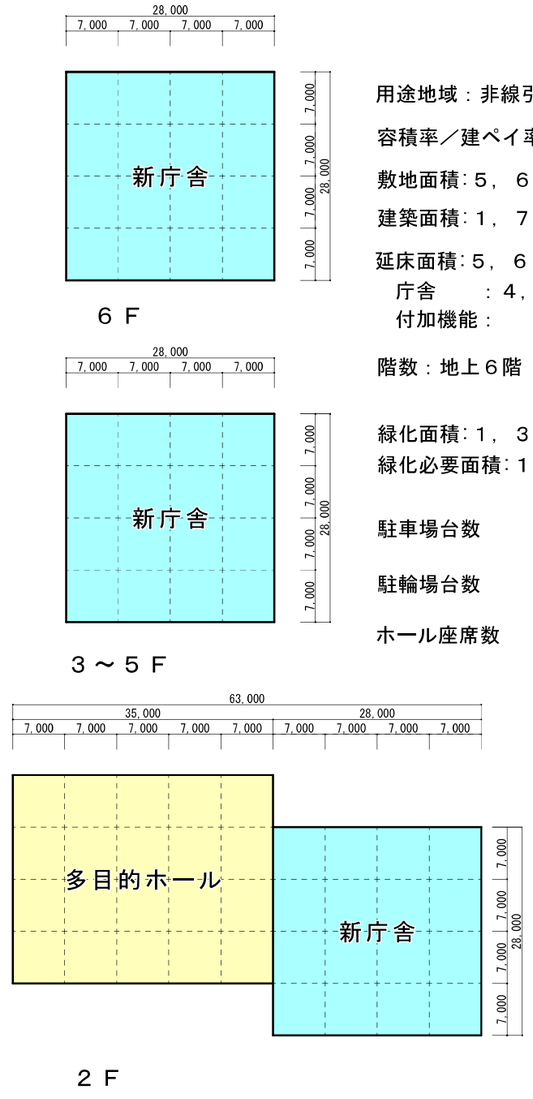

用途地域：非線引き都市計画区域

容積率／建ペイ率：２００％／７０％

敷地面積：５，６９４㎡

建築面積：１，７６４㎡（建ペイ率３０．９％）

延床面積：５，６８４㎡（容積率９８．１％）
庁舎　　：４，７０４㎡
付加機能：　　９８０㎡

階数：地上６階

緑化面積：１，３９５㎡（緑化率　２４．５％）
緑化必要面積：１７１㎡（敷地面積Ｘ３％）

駐車場台数	計９４台
駐輪場台数	計５０台想定
ホール座席数	４６０席

断面図　Ｓ＝１／８００

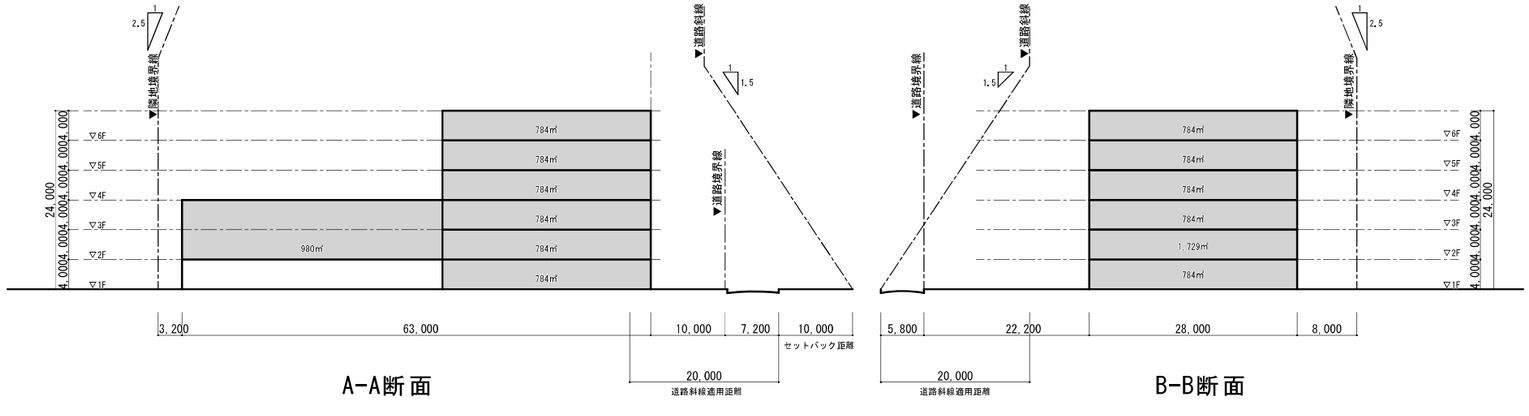

A-A断面　　B-B断面

ゾーニング検討

分棟型中高層案　新庁舎　配置図　S＝1／600

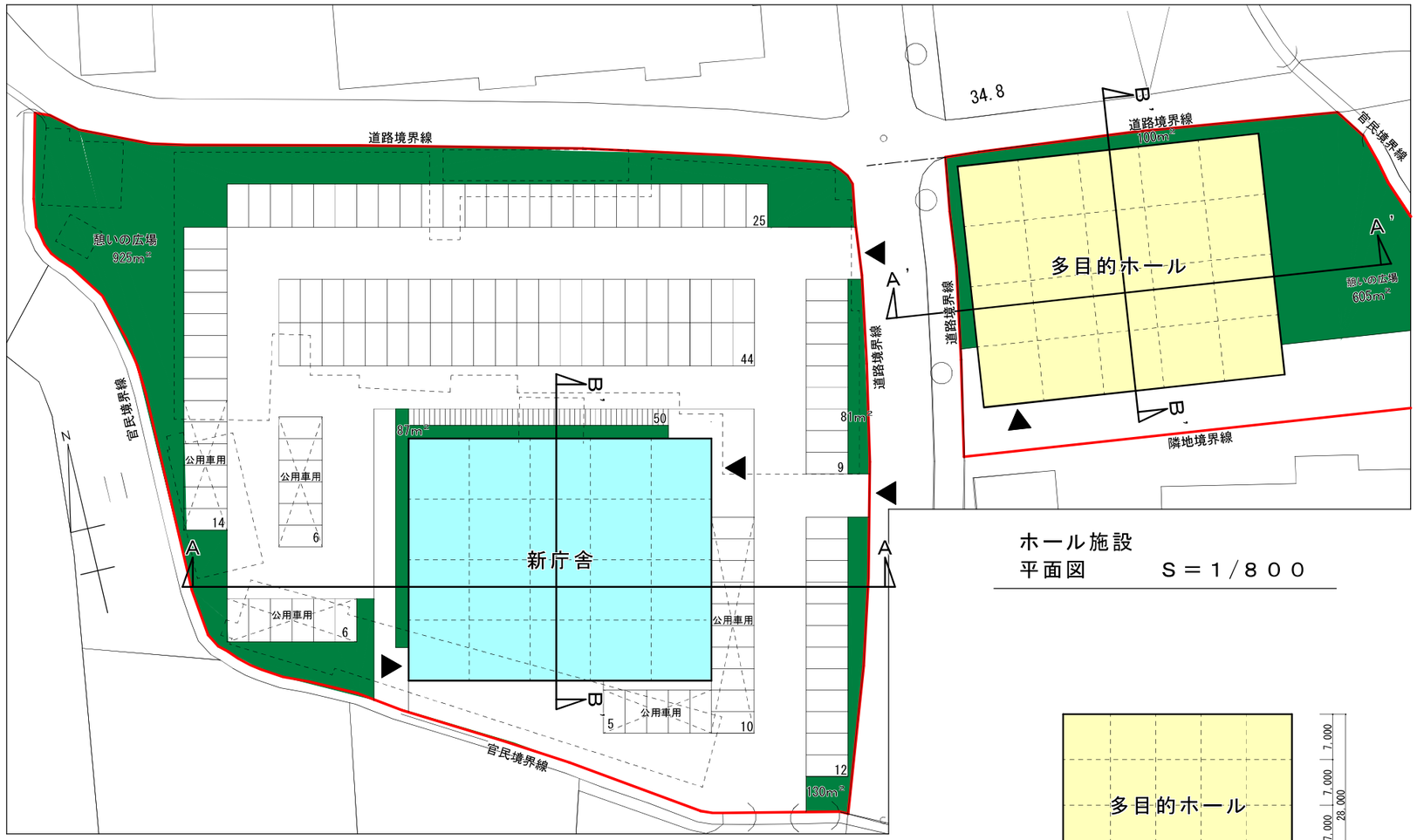

ホール施設　平面図　S＝1／800

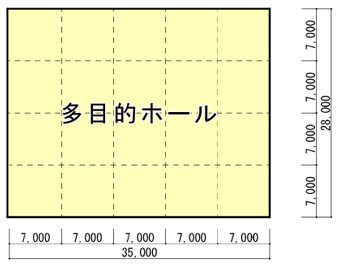

1 F

新庁舎施設　各階平面図　S＝1／800

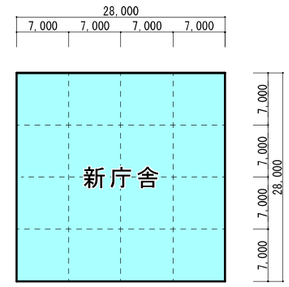

6 F

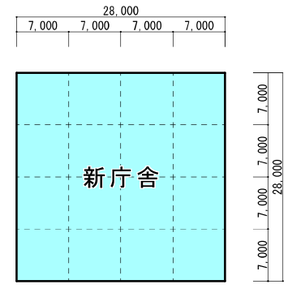

2～5 F

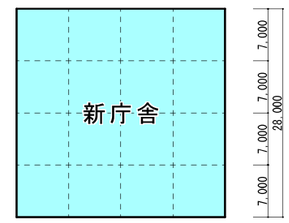

1 F

現地位置敷地

用途地域：非線引き都市計画区域

容積率／建ペイ率：２００％／７０％

敷地面積：５，６９４㎡

建築面積：　７８４㎡（建ペイ率１３．７％）

延床面積：４，７０４㎡（容積率８２．６％）

階数：地上６階

緑化面積：１，２２３㎡（緑化率　２１．４％）

緑化必要面積：１７１㎡（敷地面積Ｘ３％）

駐車場台数　計１３１台

駐輪場台数　計５０台想定

武徳館敷地

用途地域：非線引き都市計画区域

容積率／建ペイ率：２００％／７０％

敷地面積：２．０９７㎡

建築面積：　９８０㎡（建ペイ率４６．７％）

延床面積：　９８０㎡（容積率４６．７％）

階数：地上１階

緑化面積：７０５㎡（緑化率　３３．６％）

緑化必要面積：対象外

駐車場台数　計　０台

駐輪場台数　計　０台

※周辺の公有地を利用

ホール座席数　４６０席

断面図　S＝1／800

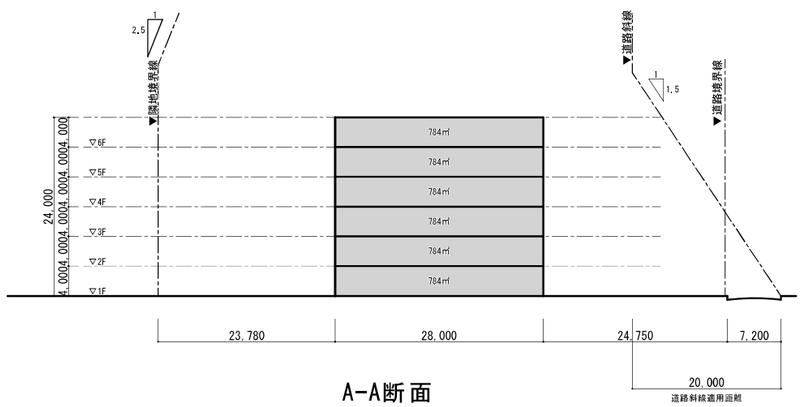

A-A断面

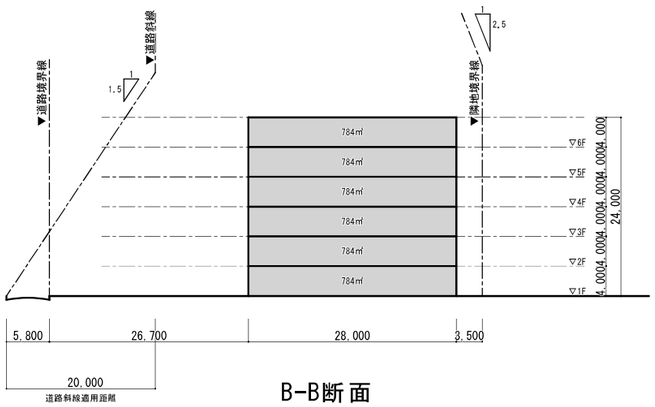

B-B断面

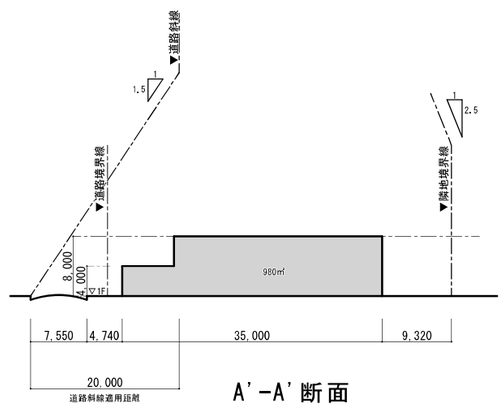

A'-A'断面

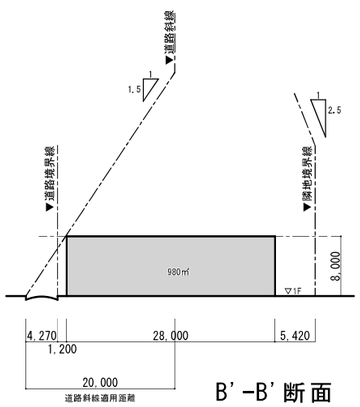

B'-B'断面

ゾーニング検討

一体型防災拠点施設案　配置図　S＝1／600

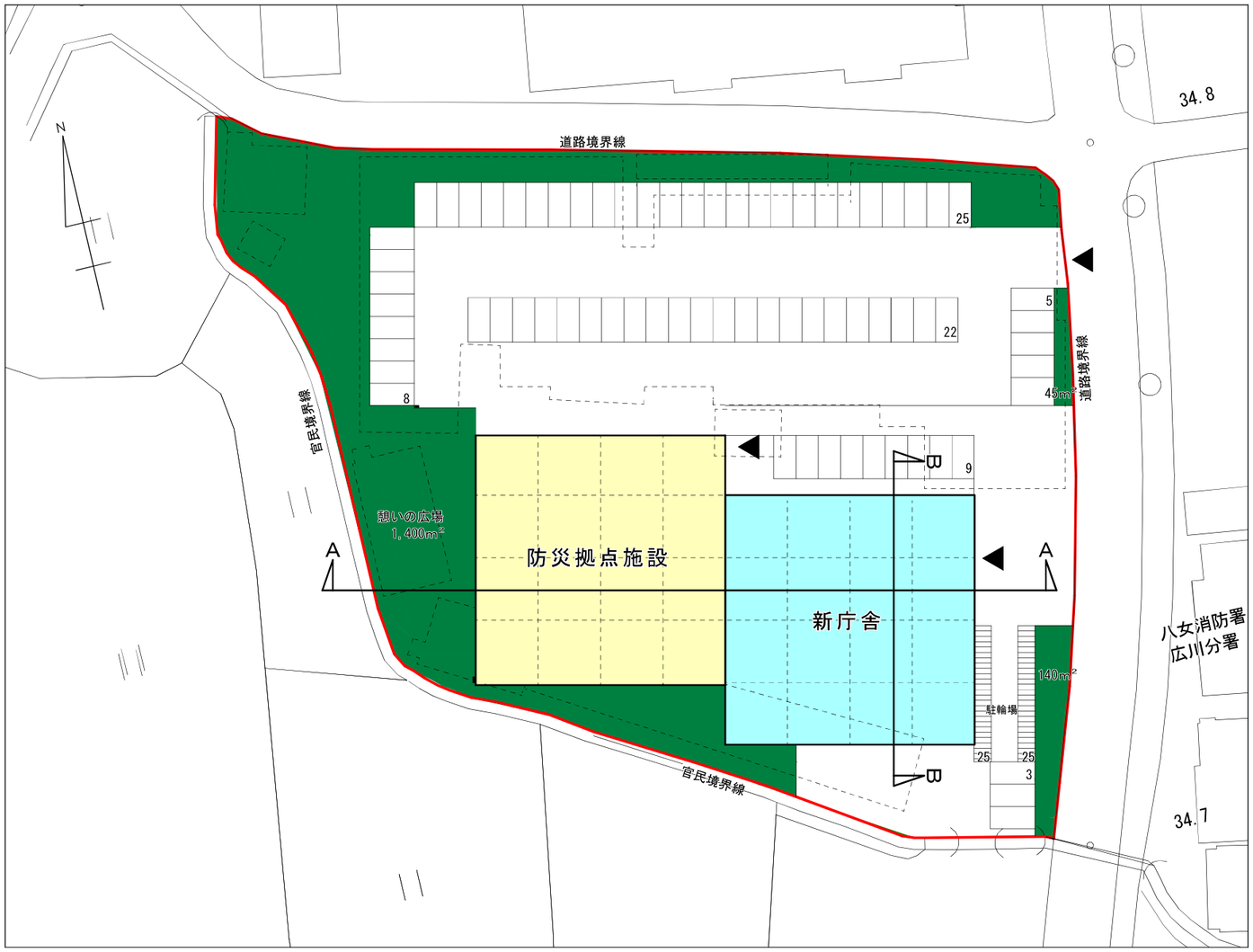

各階平面図　S＝1／800

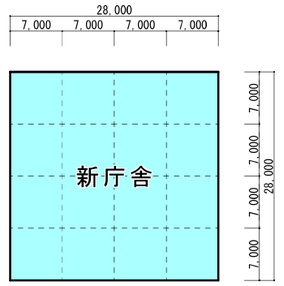

６Ｆ

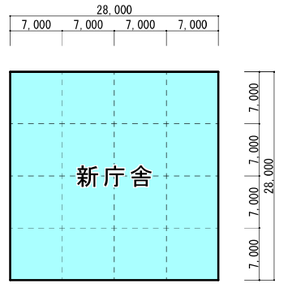

３～５Ｆ

用途地域：非線引き都市計画区域

容積率／建ペイ率：２００％／７０％

敷地面積：５，６９４㎡

建築面積：１，５６８㎡（建ペイ率２７．５％）

延床面積：５，８８０㎡（容積率１０３．２％）
庁舎　　：４，７０４㎡
付加機能：１，１７６㎡

階数：地上６階

緑化面積：１，９６０㎡（緑化率　３４．４％）
緑化必要面積：１７１㎡（敷地面積Ｘ３％）

駐車場台数	計７２台
駐輪場台数	計５０台想定
ホール収容人数	２００人

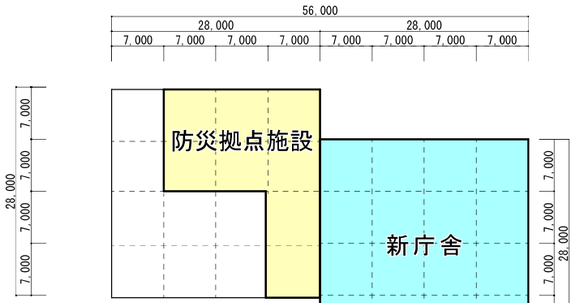

２Ｆ

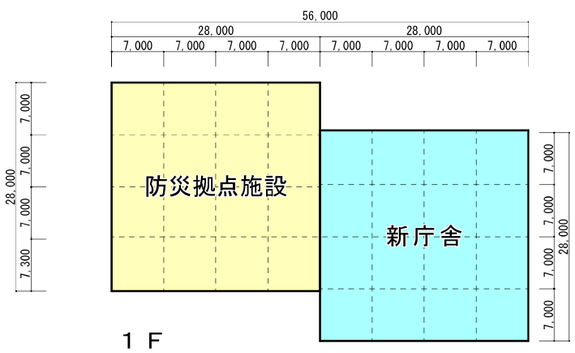

１Ｆ

断面図　S＝1／800

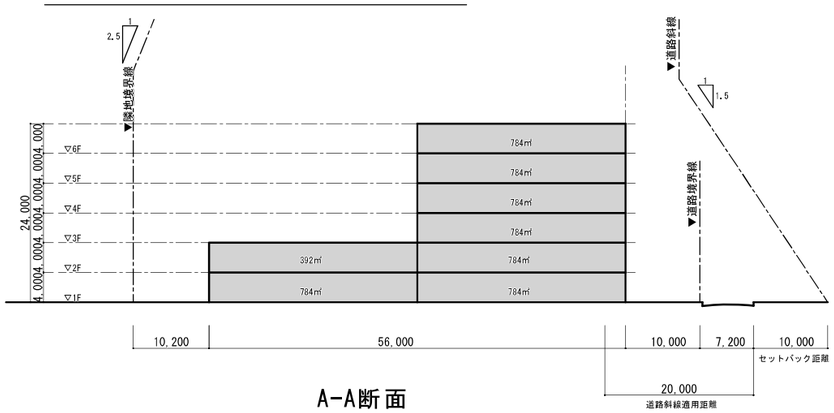

A-A断面

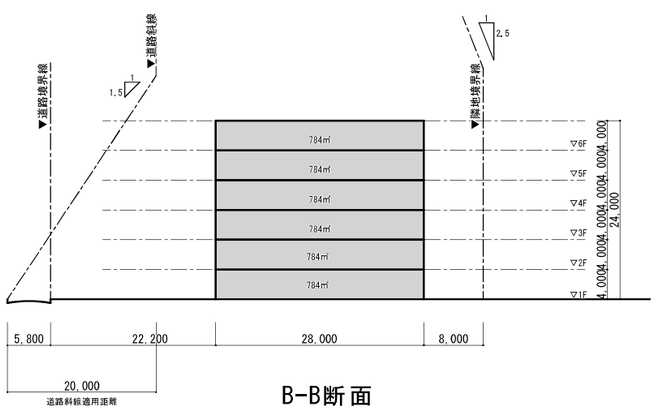

B-B断面

2. 来庁者アンケート調査結果

実施日時	平成 30 年 1 月 16 日（火）
調査対象	来庁者の内、協力の得られた方
調査方法	対面による聞き取り方式
回答票数	52 票

〈属性〉性別（調査員が目視で判断）

- 「女性」の回答者が多く、約６割を占める。
- 「男性」は約４割。

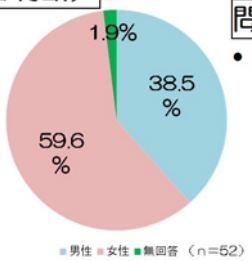

〈属性〉年代（調査員が目視で判断）

- 「30～50 代」が最も多く半数以上を占める。
- 「～20 代」も約 1 割の回答を得ることが出来た。

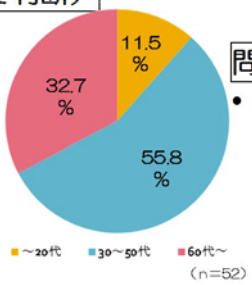

問１　役場を訪れた目的・部課

- 「1．戸籍、住民票、印鑑証明に関すること」が最も多く約３割を占め、同様に「4．住民課」を利用する方が最も多い。

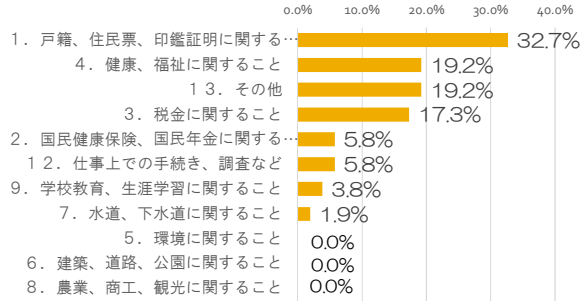

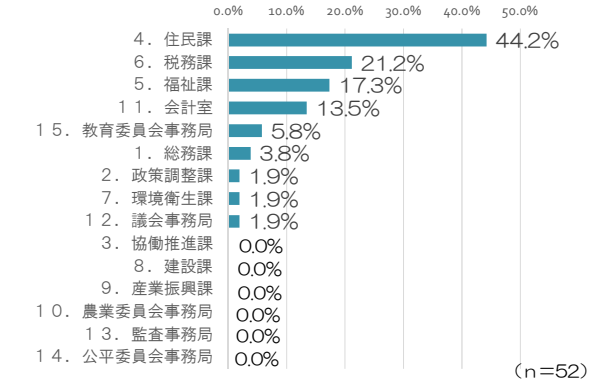

問２　この１年間に役場を訪れた回数

- 「2．2～3 回」が最も多い。

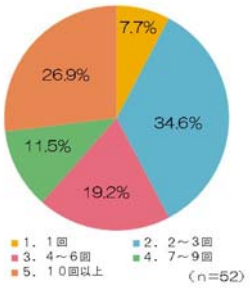

問３　用事を済ませるのにかかった時間

- 「1．10 分未満」が最も多く７割以上を占める。

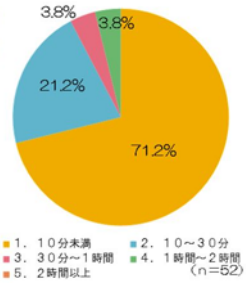

問４　役場を訪れた交通手段

- 「1．自動車」が最も多く９割以上を占める。

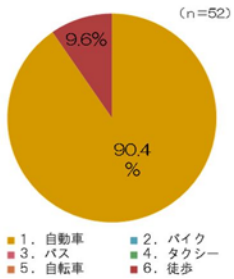

問５　現庁舎の施設面・環境面で感じること

- 「8．特に問題を感じなかった」が最も多く６割以上を占める。

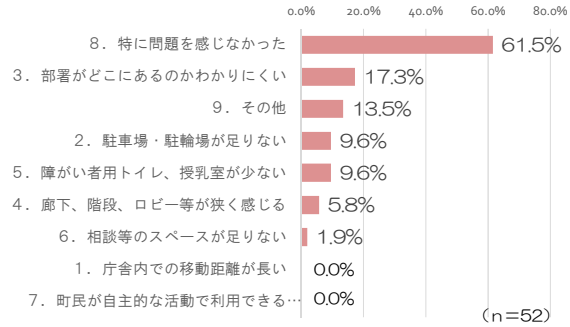

問６　新庁舎に期待する機能・サービス

- 「1．十分な駐車場の確保」が最も多い。
- 「12．特になし」と答えた方も２割。

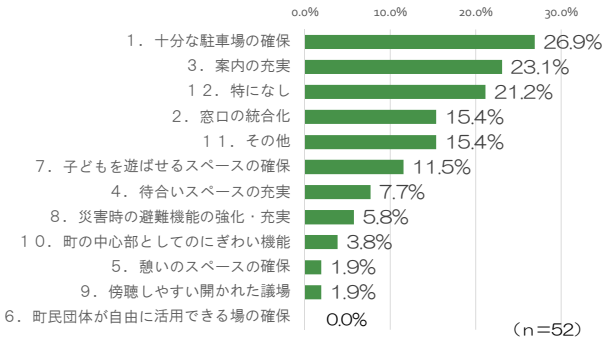

問７　併設や新庁舎周辺に求める機能

- 「４．ATM」が最も多く４割以上を占める。
- 「７．特になし」と答えた方も１割以上。

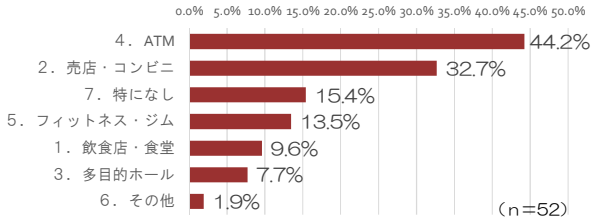

問８　お住まいの地域

- 「２．中広川小学校区」が最も多く約半数を占めている

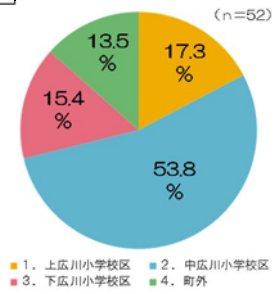

■調査票

来 庁 者 ア ン ケ ー ト 調 査 票

（１）現在の庁舎についてお伺いします。

質問１：あなたが役場を訪れた目的・部課は何ですか。※複数回答可

目的	１．戸籍、住民票、印鑑証明に関すること　２．国民健康保険、国民年金に関すること ３．税金に関すること　４．健康、福祉に関すること ５．環境に関すること　６．建築、道路、公園に関すること ７．水道、下水道に関すること　８．農業、商工、観光に関すること ９．学校教育、生涯学習に関すること　１０．自治会や地域のこと １１．議会の傍聴　１２．仕事上での手続き、調査など １３．その他（　　）
部課名	１．総務課 / ２．政策調整課 / ３．協働推進課 / ４．住民課 / ５．福祉課 / ６．税務課 / ７．環境衛生課 / ８．建設課 / ９．産業振興課 / １０．農業委員会事務局 / １１．会計室 / １２．議会事務局 / １３．監査事務局 / １４．公平委員会事務局 / １５．教育委員会事務局

質問２：あなたはこの１年間に、何回役場を訪れましたか。

１．１回 / ２．２～３回 / ３．４～６回 / ４．７～９回 / ５．１０回以上

質問３：あなたは用事を済ませるために、どれくらいの時間がかかりましたか。

１．１０分未満 / ２．１０～３０分 / ３．３０分～１時間 / ４．１時間～２時間 / ５．２時間以上

質問４：主にどのような交通手段で役場を訪れましたか？

１．自動車 / ２．バイク / ３．バス / ４．タクシー / ５．自転車 / ６．徒歩 / ７．その他（　　）

質問５：役場を訪れて、施設面・環境面でどのように感じましたか。※２つまで回答可能

１．庁舎内での移動距離が長い　２．駐車場・駐輪場が足りない
３．部署がどこにあるのかわかりにくい　４．廊下、階段、ロビー等が狭く感じる
５．障がい者用トイレ、授乳室が少ない　６．相談等のスペースが足りない
７．町民が自主的な活動で利用できる場所がない　８．特に問題を感じなかった
９．その他（　　）

（２）新庁舎についてお伺いします。

質問６：新たな庁舎に期待する機能・サービスについてお伺いします。※２つまで回答可

１．十分な駐車場の確保　２．窓口の統合化（一つの窓口で複数の用事を済ませられる）
３．案内の充実（案内表示、又は案内人）　４．待合いスペースの充実
５．憩いのスペースの確保　６．町民団体が自由に活用できる場の確保
７．子どもを遊ばせるスペースの確保　８．災害時の避難機能の強化・充実
９．傍聴しやすい開かれた議場　１０．町の中心部としてのにぎわい機能
１１．その他（　　）

質問７：庁舎以外に、併設施設や庁舎周辺に求めるものについてお伺いします。※２つまで回答可

１．飲食店・食堂 / ２．売店・コンビニ / ３．多目的ホール / ４．ATM / ５．フィットネス・ジム / ６．その他（　　）

（３）最後に、あなた自身についてお伺いします。

質問８：お住いの地域はどちらですか。

１．上広川小学校区 / ２．中広川小学校区 / ３．下広川小学校区 / ４．町外

▼調査員が目視で判断して記入

性別：　男性 / 女性	年代：　～20 代 / 30～50 代 / 60 代～	調査時刻：　10/11/12/13/14/15/16/17　時台
調査場所：　本庁舎 / 西庁舎 / 町民交流センター / その他（　　）		

3. ライフサイクルコストについて

（1）基本的な考え方

「平成１７年度版 建築物のライフサイクルコスト」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を参考に、新庁舎の維持管理費の概算を整理します。

なお、本参考資料においては、建築物の用途は事務所、学校、集合住宅の３つとなっており、このうち事務所において維持管理費がもっとも高額となっています。今回想定している庁舎施設は事務所の数値を採用して算出することとします。

また、面積によって３０００形、１５０００形があり、今回の建築物については、想定規模に一番近い３０００形を採用し、新庁舎の規模が５，７００㎡であるため３０００形に規模の補正を行い、５，７００㎡に近い規模で検討しています。

鉄筋コンクリート造の建物は平成１０年の「減価償却資産の耐用年数に関する大蔵省令」によると耐用年数は５０年ですが、これは建物の寿命を示すものではありません。
一般に、鉄筋コンクリート造の寿命は６５年以上あるといわれており、今回は、６５年で維持管理費を算出することとします。

（2）維持管理費の定義

『平成１７年度版 建築物のライフサイクルコスト』では、運用管理コストの内訳として、保全コスト、修繕コスト、改善コスト、運用コスト、一般管理・運用支援コストとしています。

（3）運用管理コストの概算

１）修繕コスト以外の運用管理コスト

事務所における修繕コスト以外の運用管理コストは以下のようになっています。

コスト区分			面積当たり単価
保全コスト	法令点検・定期点検保守・運転・日常点検保守コスト		１，７４４
	清掃コスト		９２４
	保安コスト		６３５
	経常的修繕	１－５年	３１３
		６－１０年	５０７
		１１－１５年	８８１
		１６－２０年	６６１
		２１－３０年	９４６
		３１年以降	８８７
改善コスト			４０４
運用コスト			１，０６７
一般管理コスト			１，１６４
運用支援コスト			９７０

上記の物価変動及び設備機器の性能を考慮し指数等を使用して補正を行います。

２）修繕コスト

修繕コストについては、概算用データベース（事務所　３０００形・Case２）に示されている修繕コストを基に、物価の変動を反映するために指数（建設物価指数月報（建設物価調査会）（事務所、ＲＣ））を使用して行っています。

▼ 建築の修繕コストの運用管理コスト（円／㎡）

区分	項目	年数 1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61～65	合計
屋根	修繕	25	193	25	172	25	20	25	172	25	193	25	193	0	1,094
	更新	0	0	0	364	0	2,136	0	364	0	0	0	0	0	2,864
	合計	25	193	25	536	25	2,157	25	536	25	193	25	193	0	3,958
外部	修繕	0	344	0	344	0	344	0	269	0	344	0	344	0	1,989
	更新	0	0	1,828	0	0	1,828	0	2,653	1,828	0	0	0	0	8,138
	合計	0	344	1,828	344	0	2,172	0	2,922	1,828	344	0	344	0	10,127
建具	修繕	490	490	490	490	490	216	490	315	490	490	490	490	0	5,434
	更新	0	0	0	0	0	2,417	0	7,094	0	0	0	0	0	9,511
	合計	490	490	490	490	490	2,633	490	7,408	490	490	490	490	0	14,944
内部仕上	修繕	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	62
	更新	0	0	0	0	0	778	0	0	0	0	0	0	0	778
	合計	0	10	0	10	0	788	0	10	0	10	0	10	0	840
内部雑	修繕	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	更新	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		515	1,038	2,344	1,381	515	7,750	515	10,877	2,344	1,038	515	1,038	0	29,869

▼ 電気設備の修繕コストの運用管理コスト（円／㎡）

区分	項目	年数 1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61～65	合計
受変電	修繕	440	794	1,487	794	440	440	440	794	1,487	794	440	794	440	9,587
	更新	0	0	0	0	0	13,476	0	0	0	0	0	0	0	13,476
	合計	440	794	1,487	794	440	13,916	440	794	1,487	794	440	794	440	23,063
発電・静止形電源	修繕	421	3,090	1,579	2,863	775	2,648	421	3,844	421	3,267	775	2,736	354	23,196
	更新	0	0	0	6,243	12,088	4,658	0	6,243	0	12,088	0	0	0	41,319
	合計	421	3,090	1,579	9,106	12,863	7,306	421	10,087	421	15,355	775	2,736	354	64,516
電力	修繕	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	更新	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信・情報	修繕	455	465	465	10	455	465	465	10	455	465	465	455	10	4,639
	更新	0	0	0	4,472	0	0	0	4,472	0	0	0	0	0	8,945
	合計	455	465	465	4,482	455	465	465	4,482	455	465	465	455	10	13,584
通信・情報（防災）	修繕	136	136	136	0	136	136	136	0	136	136	136	136	0	1,361
	更新	0	0	0	1,678	0	0	0	1,678	0	0	0	0	0	3,356
	合計	136	136	136	1,678	136	136	136	1,678	136	136	136	136	0	4,717
避雷・屋外	修繕	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	更新	0	0	0	0	236	0	0	0	0	236	0	0	0	472
	合計	0	0	0	0	236	0	0	0	0	236	0	0	0	472
合計		1,012	3,691	2,180	15,267	13,690	7,907	1,022	16,248	1,012	16,192	1,376	3,327	364	83,289

▼ 機械設備の修繕コストの運用管理コスト（円／㎡）

区分	項目	年数 1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61～65	合計
空調	修繕	4,163	13,113	4,791	3,593	5,564	11,106	5,309	4,995	3,645	11,712	6,711	13,285	2,737	90,723
	更新	0	0	8,976	23,359	11,185	9,632	0	23,359	8,976	11,185	0	0	0	96,672
	合計	4,163	13,113	13,768	26,952	16,749	20,737	5,309	28,353	12,621	22,897	6,711	13,285	2,737	187,395
換気	修繕	206	853	468	206	206	853	468	206	206	853	468	605	311	5,911
	更新	0	0	0	712	0	0	0	712	0	0	0	0	0	1,424
	合計	206	853	468	918	206	853	468	918	206	853	468	605	311	7,335
自動制御	修繕	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	更新	0	0	6,433	0	0	6,433	0	0	6,433	0	0	0	0	19,298
	合計	0	0	6,433	0	0	6,433	0	0	6,433	0	0	0	0	19,298
給排水衛生	修繕	604	1,852	1,028	1,391	744	533	885	1,531	747	1,712	1,025	1,639	421	14,110
	更新	0	0	0	540	0	7,930	0	2,852	0	0	0	0	0	11,322
	合計	604	1,852	1,028	1,931	744	8,463	885	4,382	747	1,712	1,025	1,639	421	25,432
消火	修繕	0	65	19	0	0	65	19	0	0	65	19	65	0	315
	更新	0	0	0	528	0	2,221	0	528	0	0	0	0	0	3,276
	合計	0	65	19	528	0	2,286	19	528	0	65	19	65	0	3,591
合計		4,973	15,883	21,715	30,329	17,699	38,772	6,681	34,181	20,007	25,527	8,222	15,595	3,468	243,052

以上の条件を整理し、維持管理費の概算を算出します。新庁舎を建設する場合、年間の維持管理費を合せたライフサイクルコストは以下のように算出できます。

単位：千円

経過年数		1～10年間	11～20年間	21～30年間	31～40年間	41～50年間	51～60年間	61～65年間	ライフサイクルコスト総合計
運用管理コスト		14,636	15,358	15,708	15,590	15,590	15,590	7,795	270,472
更新・修繕費	建築	8,855	21,230	47,115	64,935	19,275	8,795	0	170,205
	電気	33,845	112,450	203,595	105,470	109,720	33,905	4,585	603,570
	機械	112,850	252,095	279,190	225,015	216,845	129,645	18,005	1,233,645
ライフサイクルコスト年度別合計		170,186	401,133	545,608	411,010	361,430	187,935	30,385	2,107,687

▼維持管理費の算出結果

６５年間のライフサイクルコスト※ 総工事費　約２１億円

※ライフサイクルコストとは、生涯費用といい、建築物の企画・設計、建設、運用管理及び解体再利用までの建物の生涯かかる全期間の費用をいいます。

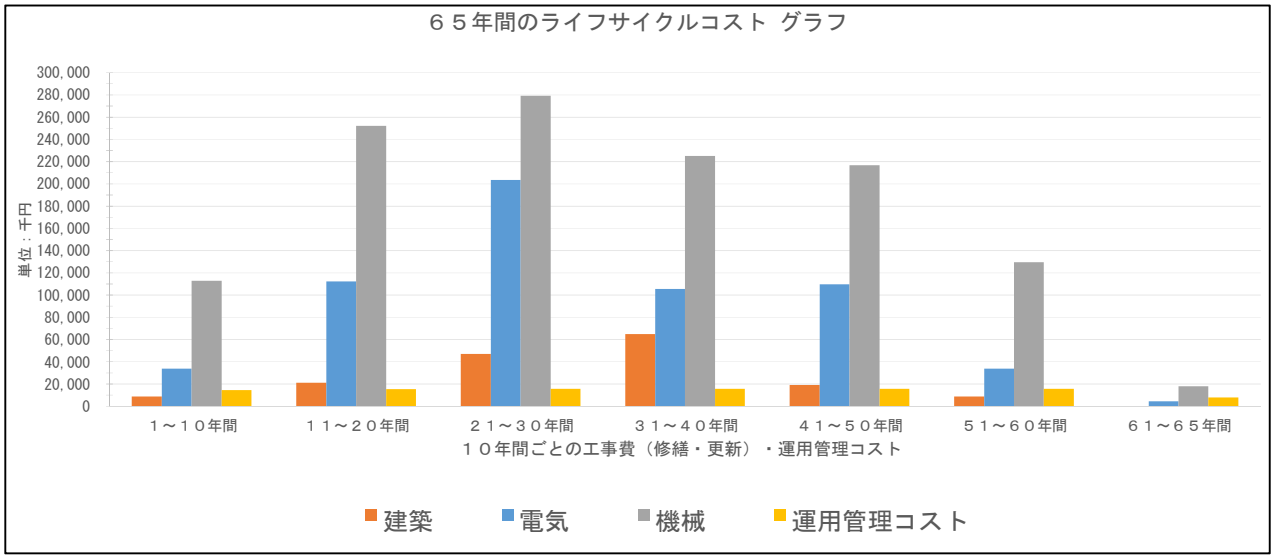

4. 広川町庁舎建設委員会設置条例

平成29年3月7日
条例第11号

(設置)

第1条　地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、広川町庁舎建設委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条　委員会は、町長の諮問に応じ、庁舎の建設に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条　委員会の委員(以下「委員」という。)は、15名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1)　町議会議員

(2)　町内各種団体代表

(3)　その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条　委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事項が完了するまでの期間とする。ただし、委員が委嘱をされたときの要件を欠くに至ったときには、委員の職を失い、後任の者を新たに委嘱するものとする。

(会議)

第6条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3　委員長は、必要があると認められたときには、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条　報酬の額については別表のとおりとし、その他の規定については広川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和48年広川町条例第5号)の例による。なお、第3条第1号に定める委員の報酬は支給しない。

(庶務)

第8条　委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

区分	報酬の額
庁舎建設委員会委員	日額　4,500円

5.広川町庁舎建設委員会委員名簿

広川町庁舎建設委員会設置条例第3条　15名以内で構成

条例根拠	氏名	所属
第1号委員 町議会議員	野田 成幸	町議会
	光益 良洋	町議会
	丸山 修二	町議会
第2号委員 各種団体代表	古閑 孝博	区長会
	前任：古賀 秀之 後任：野中 敏徳	区長会
	大藪 誠也	区長会
	髙鍋 伸彦	民生委員・児童委員協議会
	松本 一義	身体障害者福祉協会
	山﨑 里枝子	教育委員会
	丸山 繁髙	社会教育委員の会
	角田 昭一郎	消防団
	髙鍋 一正	商工会
	大石 義勝	農業委員会
	合原 るみ	産業医
第3号委員 その他	飯田 潤一郎	副町長
事務局長	丸山 英明	総務課長
事務局次長	丸山 信夫	政策調整課長
	樋口 信吾	建設課長
事務局	原野 昌文	法制担当係長
	樋口 義明	建築担当係長
	鹿田 健	総務課参事
	猪口 和博	財政係
	野田 比呂	財政係
	宮崎 義大	財政係

6. 広川町庁舎建設委員会会議

日時	会議	検討内容
平成29年10月5日	第1回庁舎建設委員会	・現庁舎の現状とこれまでの経緯について ・庁舎建設に係る推進体制について ・庁舎建設に係るスケジュールについて ・参考事例等紹介
平成29年12月21日	第2回庁舎建設委員会	・現庁舎の課題について ・建替えの必要性について ・建設場所の検討について ・基本理念・方針について ・策定スケジュールについて ・先進事例について
平成30年1月30日	第3回庁舎建設委員会	・現庁舎の現状と課題について ・基本理念・方針について ・必要機能と規模について ・候補地の検討について
平成30年3月23日	第4回庁舎建設委員会	・新庁舎の導入機能について ・新庁舎の規模の検討について ・概算事業費の検討について ・付加機能の検討について ・ゾーニングの比較検討について ・建設スケジュールについて
平成30年4月27日	第5回建設委員会（視察）	下記の施設を視察 ・佐賀県三養基郡みやき町（防災庁舎） ・佐賀県佐賀市（窓口改善） ・福岡県営筑後広域公園（スポーツジム） ・八女市上陽町農業活性化センター（ホール）
平成30年5月28日	第6回建設委員会	・事業手法の検討について ・基本計画の素案について ・答申について
平成30年6月28日	第7回建設委員会	・防災拠点施設案の検討について ・事業手法の検討について ・基本計画（答申）のまとめについて ・基本計画の答申に添える付帯意見について
平成30年7月5日	委員長より広川町新庁舎建設基本計画答申	

7.広川町庁舎建設検討会議要綱

改正　平成28年5月30日第68号

（設置）

第1条　広川町庁舎等の建設に関して必要な事項を調査検討するため、広川町庁舎等建設検討会議(以下「会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第2条　会は、次に掲げる事項について協議・検討を行う。

(1)　庁舎等の建設に係る基本的事項に関すること。

(2)　庁舎等の建設の候補地に関すること。

(3)　庁舎等の建設規模に関すること。

(4)　庁舎等の建設と財政計画との調整に関すること。

(5)　その他庁舎等の建設に関して必要な事項に関すること。

（組織）

第3条　会の構成は、町長、副町長、教育長、各課長、局長、次長を持って構成する。

（会員の任期）

第4条　委員の任期は、第2条に定める事項が終了するまでとする。

（会長等）

第5条　会に正副会長を置く。

2　会長は、町長とする。

3　副会長は、副町長とし、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3　会長は、必要に応じ会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（庶務等）

第7条　会の庶務は、総務課財政係において処理する。

2　会の事務局として政策調整課政策調整係企画・法制担当係長、建設課都市計画係建築担当係長、総務課財政係長を充てる。

（その他）

第8条　この要綱に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附　則(平成28年5月30日告示第68号)

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

8. 広川町庁舎建設作業部会設置要綱

平成 29 年 8 月 1 日
訓令第 3 号

（目的及び名称）

第 1 条　新庁舎等の建設についての現状及び問題点の把握、新庁舎の機能についての調査、研究、資料の収集及び分析を行うために広川町庁舎等建設作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条　作業部会は主に次の各号に掲げる事項の検討を行い、広川町庁舎等建設検討会議へ報告を行うものとする。

(1)　現庁舎の現状及び問題点の把握に関すること。

(2)　新庁舎の機能等に関すること。

(3)　その他新庁舎の建設に関すること。

（設置期間）

第 3 条　作業部会の設置期間は、平成 29 年 8 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

（作業部会）

第 4 条　作業部会の構成員は、議会事務局、総務課、会計室、政策調整課、住民課、福祉課、税務課、建設課、産業振興課、環境衛生課、協働推進課及び教育委員会事務局の職員から選出し、作業部会を組織するものとする。

2　作業部会の部会長は、政策調整課長とする。

3　部会長は、作業部会の事務を掌理するものとする。

4　作業部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

5　議長は、必要に応じて第 1 項に規定する以外の者を会議に出席させることができる。

（分科会の設置）

第 5 条 作業部会の所掌事項について資料収集及び分析などを行い、作業部会の討議に資するため、作業部会に分科会を設置することができる。

2 分科会の運営等に必要な事項は、別に定める

（作業部会の協力等）

第 6 条　作業部会の関係者は、目的達成のために相互に協力しなければならない。

（庶務）

第 7 条　作業部会の庶務は、総務課財政係がこれを行う。

（その他）

第 8 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長がこれを定める。

附則

この訓令は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

9.広川町公共施設複合化等検討プロジェクトチーム設置要綱

平成 29 年 8 月 1 日
訓令第 4 号

（目的及び名称）
第 1 条　町内の公共施設の複合化の可能性や機能の検討等を行うため、「広川町公共施設複合化等検討プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。
（所掌事務）

第 2 条　プロジェクトチームは主に次の各号に掲げる事項の検討を行い、庁舎等建設検討会議へ報告を行うものとする。
(1)　公共施設の複合化・統廃合に関すること。
(2)　公共施設の機能に関すること。
(3)　その他公共施設に関すること。

（設置期間）
第 3 条　プロジェクトチームの設置期間は、平成 29 年 8 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

（構成員）
第 4 条　プロジェクトチームの構成員は、総務課、政策調整課、住民課、福祉課、建設課、産業振興課、協働推進課並びに教育委員会事務局の主査級以上の職員をもって構成する。
2　プロジェクトチームのリーダーは、総務課長とする。
3　リーダーは、プロジェクトチームの事務を掌理し、構成員を指揮し、又は監督する。

（会議）
第 5 条　会議は、必要に応じて総務課長が招集し、その議長となる。
2　議長は、必要に応じて前条の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

（関係者の協力等）
第 6 条　プロジェクトチームの関係者は、目的達成のために積極的に協力しなければならない。

（庶務）
第 7 条　プロジェクトチームの庶務は、総務課財政係がこれを行う。

（その他）
第 8 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長がこれを定める。

附則
この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。